# HSBC チャイナ オープン

追加型投信/海外/株式



投資信託説明書(目論見書) 2010年10月29日

設定・運用は

# HSBC投信株式会社



l B	B C チャイナ オープン」の 信託説明書(請求目論見書	投資信託説明書(交付目論見書)
後午即がは同ファフトの投資	旧记机仍自(明不日酬无自)	) となってのります。
後十品がは同プアクトの投資	旧印机的自(明小日明尤自)	) <b>C</b> 45 (69 x 9 .
後十四万は何ファンドの投資	旧印机的自(明小日端无自)	) <b>C4</b> ) <b>C 6</b> ) <b>C 9</b> )
後十四月は同ファクトの投資	旧印机的自(明小日間九百)	) <b>C4</b> ) <b>C 6</b> ) <b>C 9</b> )
後十四月は同ファクトの投資		) となってあります。
後十四月は四ファンドの投資		) となってあります。

# HSBC チャイナ オープン

追加型投信 / 海外 / 株式

# 投資信託説明書(交付目論見書) 2010年10月29日

# HSBC投信株式会社

当ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託です。 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 1. この投資信託説明書 (交付目論見書) により行う「HSBC チャイナ オープン」の募集 については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 22 年 4 月 23 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成 22 年 4 月 24 日に生じております。また、半期報告書の提出に伴い、同法第 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 22 年 10 月 28 日に関東財務局長に提出しております。
- 2. この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 1 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
- 3. 金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める詳細情報を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。 販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- 4. 当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。
- 5. 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 6. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

#### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資するため、為替の変動により損失を被ることがあります。

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

HSBC投信株式会社

代表取締役 松田 庄平

東京都中央区日本橋三丁目 11 番 1 号

該当事項はありません

【有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所】

次の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」という。)をお申込みされるご 投資家の皆様に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項としてお知らせす るものです。<u>お申込みの際には、次の事項および投資信託説明書(交付目論</u> 見書)の内容をよくお読みください。

#### 当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に外国株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資するため、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、<u>ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、</u> 基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「流動性リスク」、「カントリーリスク」などがあります。

詳し〈は投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧〈ださい。

#### 当ファンドに係る手数料等について

#### 申込手数料:

申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に 3.15%(税抜 3.00%)以内で販売会社が個別に定める率を乗じて得た額と します。

詳しくは販売会社にご確認ください。

換金(解約)手数料:ありません。

信託財産留保額:ありません。

信託報酬:純資産総額に対して年 1.89%(税抜年 1.80%)

#### その他費用:

有価証券売買委託手数料 / 外貨建資産の保管費用 / 借入金利息、融資枠設定に要する費用 / 投資信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金利息等

投資信託振替制度に係る手数料および費用 / 法定書類の作成、印刷、交付および届出に係る費用 / 当ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用 / 法定書面の作成、印刷、交付に係る費用 / 監査報酬および法律顧問、税務顧問に対する報酬および費用等(の項目については純資産総額に対し上限年 0.2%としてファンドより支払われます。)

(運用状況等により変動するため、事前に上限額等を表記できません。)

手数料等の費用総額については、ご投資家の皆様のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

# 投資信託説明書(交付目論見書)の概要

当概要は、投資信託説明書(交付目論見書)の証券情報、ファンド情報等を要約したものです。 詳細は本文をご覧ください。

ファンド:	名	HSBC チャイナ オープン
商 品 分	類	追加型投信/海外/株式
ファンドのねら	ιı	「HSBC チャイナマザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主に中華人民共和国の証券取引所に上場している株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主 な 投 資 対	象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主 な 投 資 制	艰	株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託 財産の純資産総額の 10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
価額変動リス	ク	株式等の値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、 元本が保証されているものではありません。
信 託 期	間	原則、無期限(設定日:平成14年1月31日)
収 益 分 i	配	年1回の決算時(毎年1月30日、休業日の場合は翌営業日)に、 収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配が行われな い場合があります。「自動けいぞく投資コース」の分配金は、税金 を差し引いた後、全額無手数料で再投資されます。
購入時手数	料	販売会社が個別に定める手数料率とします。 ただし、3.15%(税抜3.0%)を上限とします。
購入 単	位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価	額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 価	額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保	額	ありません。
換金代金支払	日	換金申込受付日から起算して5営業日目以降
信 託 報 [	酬	純資産総額に対して・・・・・年1.89%(税抜年1.80%)
申込受付不可	日	国内の営業日であっても、香港の証券取引所の休場日に当たる場合には、購入および換金の申込受付は行いません。

<sup>(</sup>注)購入単位、購入時手数料の詳細に関しては、販売会社にお問い合わせください。

ご投資家の皆様におかれましては、商品の内容を十分ご理解のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。

#### 投資信託説明書(交付目論見書)の目次

		頁
第一部	証券情報	 1
第二部	ファンド情報	 3
第1	ファンドの状況	 3
	1 ファンドの性格	 3
	2 投資方針	 8
	3 投資リスク	 20
	4 手数料等及び税金	 23
	5 運用状況	 26
	6 手続等の概要	 30
	7 管理及び運営の概要	 32
第2	財務ハイライト情報	 34
2,-	1 貸借対照表	 34
	2 損益及び剰余金計算書	 35
第3	内国投資信託受益証券事務の概要	 38
第4	ファンドの詳細情報の項目	 39

(投資信託約款)

## 第一部【証券情報】

#### (1)【ファンドの名称】

HSBC チャイナ オープン(「ファンド」といいます。)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託の受益権です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当 する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。

#### (4)【発行(売出)価格】

発行価格(購入価額)は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額\*とします。

\*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を受益権 総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で 表示されます。

基準価額については、販売会社または「(12) その他」に記載の<照会先>へお問い合わせください。その他、原則として計算日(基準価額が算出される日)の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「チャイナ株」の略称で掲載されます。

#### (5)【申込手数料】

申込手数料(購入時手数料)は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じて得た金額に、3.15%(税抜3.00%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

#### (6)【申込単位】

申込単位(購入単位)は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い 合わせください。

#### (7)【申込期間】

平成22年4月24日から平成23年4月25日まで

当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の < 照会先 > へお問い合わせください。

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、 当該金融商品取引業者または登録金融機関がファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合がありま す。

#### (9)【払込期日】

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金(購入代金)を販売会社に支払う ものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日 に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

購入代金は、購入金額(購入価額に購入口数を乗じたもの)に、購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額となります。

#### (10)【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

#### (12)【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

#### < 照会先 >

HSBC投信株式会社

ホームページ: www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号:03-3548-5690 (受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

## 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主に中華人民共和国(「中国」といいます。)の証券取引所に上場されている株式に投資する「HSBC チャイナ マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

#### ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/海外/株式」\*に属します。

\*社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。 当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

	〔商品分類〕						
単位型· 追加型	投資物地		投資対(収益(	象資産 D源泉)			
単位型追加型	国海内	内 外 外	その作	式 券 住投 世資 で で で で で で で で で で で う で う で う で う で			

〔属性区分〕						
投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ		
株 大中 一株 大中 一株 大中 一様 一株 大中 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人	年1回 年2回 年4回回 年6月 年12月 年の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	グロース は ない で は ない かい で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ファミリー ファンド ファンド・ ファンズ	ありし		

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

#### 〔商品分類〕

- 1)単位型投信・追加型投信の区分
  - 「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産 とともに運用されるファンドをいいます。
- 2)投資対象地域による区分
  - 「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 3)投資対象資産による区分
  - 「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を 源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### [属性区分]

1)投資対象資産による属性区分

「その他資産(投資信託証券(株式))」は、投資対象資産による区分がその他資産(投資信託証券)で、親投資信託への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3)投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2)決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3)投資対象地域による属性区分

「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4)投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象とするものをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書又は約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載がある ものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。 詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご 覧ください。

#### 信託金の限度額

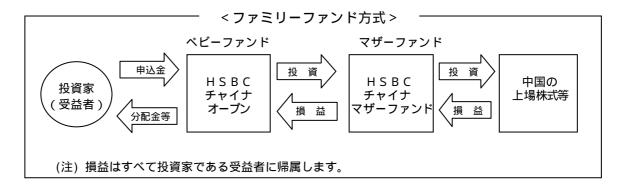
信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### ファンドの特色

1) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。また、将来、 新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドへ投資することがあります。



2 ) H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、 H S B C グループ内の情報ソースを 活用します。 3)運用委託契約に基づいて、Halbis キャピタル・マネジメント(ホンコン)リミテッドにマ ザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

<マザーファンドの投資プロセス>

#### 投資ユニバースのスクリーニン グ - 選別銘柄リスト

#### 銘柄調査&パリュエーション

#### 株式ウェイトの決定

#### モデル・ポートフォリオ

定量的および定性的 スクリーニング

ファンドマネジャーおよび アナリストによる調査

- 経営の質
- ・競争力のある利点
- ・収益の持続性
- ・バリュエーション

アナリストによる適正株価の算出

参考指標と比較したウェイト

- ・アナリストの適正株価目標
- ·株価予測確証度
- リスク寄与度
- ·上昇期待度

40 60の保有銘柄

強力な収益基盤と割安な株価 運用ガイドラインの遵守

多面的なリスク分析

<投資プロセスの主要分析要因 >

#### 収益の持続性

#### 再投資機会

#### キャッシュフロー&会計

#### 経 営

#### パリュエーション

セクター関連評価

モデルによる照合

#### 投資結果

- 産業原動力
- セクター分析

• 参入障壁

- 競合他社分析
- 潜在的な成長性
- 買収機会 • 配当性向
- 少数株主への
  - 報酬に対する積 極性
- キャッシュの生成 • 貸借対照表の内容
- 会計上の問題
- コーポレート·ガバナンス キャッシュフロー・モデル
- のトラックレコード
- 資本配分 • 報償制度

- 主要要因
  - 主要リスク
  - 適正株価目標
    - 確信度

- 4)株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- 5) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

HSBCグループ、HSBCグローバル・アセット・マネジメントおよびHalbis

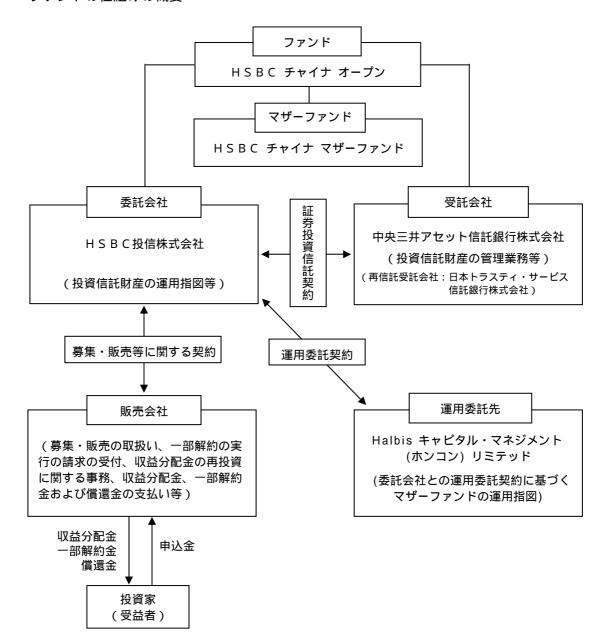
HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国に本部を置いていま す。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにま たがる87の国と地域に8,000を超える拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、 1865年に遡ります。

HSBCグローバル・アセット・マネジメントは、HSBCグループに属する資産運用会社の総 称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ(ボンベ イ)、東京等、世界30以上の国と地域に拠点を有しています。HSBC投信株式会社は、HSB Cグローバル・アセット・マネジメントの一員です。

Halbisは、HSBCグループのアクティブ運用専門の資産運用会社であるHalbis キャピタ ル・マネジメントの各拠点会社(ロンドン、パリ、香港、ニューヨーク)および関連会社を統合 した組織に対する総称です。

上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更となることがあります。

#### (2)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組みの概要



#### 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1)受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、投資信託財産の運用 方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。

2)販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および 一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、一部解約 金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

3)投資顧問会社と締結している契約

投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、マザーファンドの 運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定めら れています。

#### 委託会社の概況

1)資本金の額(本書作成時現在):495百万円

2)会社の沿革

昭和60年 5月27日 ワードレイ投資顧問株式会社設立

昭和62年 3月12日 投資顧問業の登録

昭和62年 6月10日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 6年 2月17日 エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 4月24日 エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 6月16日 証券投資信託委託業の認可

平成15年 3月 1日 HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成17年 4月25日 HSBC投信株式会社に商号変更

平成19年 9月30日 金融商品取引業の登録

3)大株主の状況

(本書作成時現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
	バハマ連邦 ニュー・プロビデンス州 ナッソー市 ワン・ベイ・ストリー ト、センター・オブ・コマース 306	2,100	100.00

#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、主に中国の証券取引所に上場されている株式に投資するマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

#### 投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- 2)投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用(主として中国の証券取引所に上場されている株式、もしくは同国にある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、あるいは中国 経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分を中国内の活動から得ている企業 の発行する株式に投資)を直接行うことがあります。
- 3)上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。ただし、その他の取引 所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。
- 4)株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- 5) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6)市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。
- 7)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)を行うことができます。

#### (2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)
  - (c) 金銭債権
  - (d) 約束手形
- 2)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
  - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の1)から22)までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1)株券または新株引受権証書
- 2)国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6)特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

- 8)協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9)特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するもの

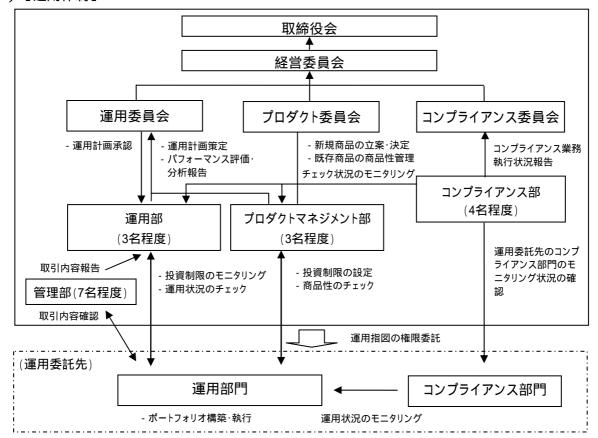
なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの 当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認め るときには、委託会社は、信託金を前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用するこ との指図ができます。

#### (3)【運用体制】



#### 当ファンドの運用

当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの運用は、委託会社との運用委託契約に基づき、Halbis キャピタル・マネジメント(ホンコン)リミテッド(運用委託先:投資顧問会社)が行います。

#### 当ファンドの運用管理体制

委託会社は以下の通り、運用委託先の運用状況を監視し管理します。

運用委託先運用部門で執行する取引内容は、管理部が確認し、運用部へ報告します。

運用部は、管理部からの取引報告をもとに運用委託先運用部門が行う運用状況のチェックおよび 委託会社独自のモニタリングシステムを通じた監視により、ガイドラインに沿った運用を適正に 行っているかを日々管理します。

プロダクトマネジメント部は、投資制限の設定、商品性のチェックを行います。

コンプライアンス部は、運用部およびプロダクトマネジメント部のチェック状況をモニタリング します。また運用委託先コンプライアンス部門のモニタリング状況を確認します。

なお運用委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用委託先コンプライアン ス部門がモニタリングします。

#### 運用体制の監督機関

・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

・コンプライアンス委員会

ファンド運営上の法令遵守体制等のチェックを行います。

・経営委員会

上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

#### 受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

ファンドの運用に関して、以下のような運用規則を設けています。

#### (法令等の遵守)

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

#### (秘密の厳守)

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされるものを除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

#### (忠実義務)

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

#### (最良執行方針)

運用業務の遂行にあたっては、投資家にとって最良の取引の条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確 実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行を行わなければならない。

#### (善管注意義務)

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスクのみならず、政治リスク、決済リスク、オペレーションリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

#### (運用計画の策定および実行)

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

#### <HSBCグローバル・アセット・マネジメントの投資プロセス>

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、HSBC投信が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析(トップダウン)と徹底した企業分析(ボトムアップ)を併用しています。

# トップダウンのアプローチ 世界経済、政治情勢、諸制度の変化等の分析 予想される変化で、優位なセクター、不利なセクターの決定 セクター配分の決定 ポトムアップのアプローチ 財務諸表によるスクリーニング、会社の経営陣との面談、先進国等との関係が深い業種(企業)においては、他の地域との比較分析(他国、他地域の企業) を移柄の選定

運用体制等は本書作成時現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### (4)【分配方針】

収益分配方針

年1回の決算時(毎年1月30日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の収益分配方針に基づき、分配を行います。

- 1)分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 2)分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。
- 3)留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- 1)投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、 信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、 その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期 以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2)毎計算期末において、投資信託財産に生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払開始日から5年間支払の請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を 除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支 払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得 申込者とします。)にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により 増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1)株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3)投資する株式等の範囲
  - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および

新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 4)同一銘柄の株式等への投資制限

- (a) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (b) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (c) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株 予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債について の社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらか じめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の 定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の 時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新 株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投 資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (d) 前記(a)から(c)までにおいて投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産 総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(後記5)、6)、7)の(b)および14)の(b)において同じ。)
- 5)新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 6)投資信託証券への投資制限

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 7)信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの投資 信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額うち投資信託財産に属するとみなした 額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付に係る建玉の時価総額が投資 信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超え る額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 8) 先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行

われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 9)スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間(信託契約締結日から信託終了日または信託解約の日までをいいます。以下同じ。)を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額 で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として 信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可 能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を もとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 11) 有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次のイ.および口.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有 する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 口.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託 財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前記(a)のイ.およびロ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は 速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 12) 公社債の空売り

委託会社は、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。

#### 13)公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をする ことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた ときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が 投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その 超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記(a)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

#### 14) 外国為替予約の指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の 指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 15) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の 請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 16)再投資の指図

委託会社は、前記15)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、 株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資 することの指図ができます。

#### 17) 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合も含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日か

らその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- (d) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- 18)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

- 1)同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律) 委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資 信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議を することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権 を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての 議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図 することが禁じられています。
- 2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令) 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標 に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定 めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合にお いて、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に 係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に 指図しないものとします。

(参考)マザーファンド(HSBC チャイナ マザーファンド)の投資方針

#### (1)運用の基本方針

#### 基本方針

当ファンドは、主に中国の証券取引所に上場している株式に投資することにより、中長期的に 投資信託財産の成長を目指した運用を行います。

#### 投資態度

- 1)主として中国の証券取引所に上場されている株式、もしくは同国にある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、あるいは中国経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分を中国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資して中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。
- 2)上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。ただし、その他の取引 所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。
- 3)運用委託契約に基づいてHalbis キャピタル・マネジメント(ホンコン)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- 4)以下に掲げる有価証券への投資も行います。

転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債

優先株

投資信託証券

新株引受権証券および新株予約権証券

- 5)株式の組入比率は、原則として高位に維持します。
- 6)外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 7)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)を行うことができます。

#### (2)投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)
  - (c) 金銭債権
  - (d) 約束手形
- 2)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
  - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社(運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。)は、信託金を、主として次の1)から22)までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1)株券または新株引受権証書
- 2)国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6)特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8)協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9)特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10)コマーシャル・ペーパー
- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの 当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認め るときには、委託会社は、信託金を前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用するこ との指図ができます。

#### (3)主な投資制限

- 1)株式への投資には制限を設けません。
- 2)外貨建資産への投資には制限を設けません。
- 3)新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 4)同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産 の純資産総額の5%以下とします。
- 6)投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 7)同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 8)公社債の空売りは行わないものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図
  - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  - (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
  - (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 10) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を 行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 11) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として 信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可 能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を もとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 12)信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産 総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付に係る建玉の時価総額が投資 信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超え る額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 14)公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をする ことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた ときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が 投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その 超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記(a)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

#### 15)外国為替予約の指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の 指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 3【投資リスク】

#### (1) 当ファンドのリスク

当ファンドはマザーファンドを通じて、主として外国株式等の値動きのある証券(外貨建資産に 投資する場合、為替変動もあります。)を投資しますので、基準価額は変動します。したがって、 元本が保証されているものではありません。また、投資信託財産に生じた利益および損失は、す べて受益者に帰属します。ご購入に際しては、ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえ ご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド(マザーファンドを含みます。)の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

#### 基準価額の変動リスク

#### 1)株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、これが繰り返される傾向にあります。現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### 2)信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が 回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務 不履行や支払遅延等が発生する場合があり、基準価額の下落要因となります。

#### 3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### 4)流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

#### 5)カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、また は資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額 が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

エマージング・マーケット (新興国市場)では、一般に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

#### 6)解約資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場 実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、基準価額が下落する要因となり ます。

#### 7) その他

当ファンドが投資する公社債、および短期金融商品に債務不履行が発生した場合、または予測される場合には、当該公社債および短期金融商品の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

#### デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする 商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証 拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、投資信託財 産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることもありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファン ドが損失を被るリスクを伴います。

法令・税制・会計等の変更の可能性にかかわる留意点

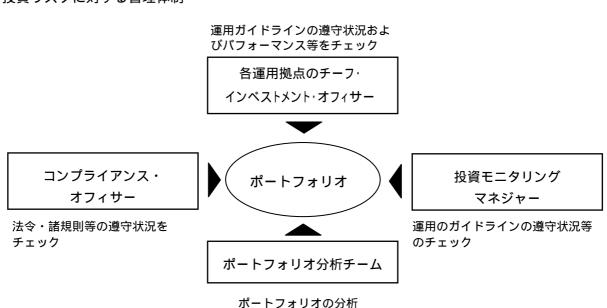
法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。

#### その他の留意点

一部解約金、収益分配金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意を もって行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について、それ ぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

#### (2)投資リスクに対する管理体制



投資リスクの管理は、各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサー(CIO)、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャー、ポートフォリオ分析チームによる複眼的な管理体制を採っております。

また、効率的な管理を行うためにポートフォリオモニタリングシステムが整備されており、各担 当者が共通のインフラにアクセスして投資リスクを管理する体制となっております。

- 各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサー(CIO)は、主に運用ガイドラインの遵守およびパフォーマンス等のポートフォリオの運用状況の管理を行います。
- コンプライアンス・オフィサーは運用部門からは完全に独立しており、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行っております。
- 投資モニタリングマネジャーは、主にポートフォリオモニタリングシステムを通じ、ポートフォリオの運用状況を把握しており、必要な場合、運用部門に対し改善を求める権限を持っております。改善の要求と結果は、コンプライアンス・オフィサーにも同様に報告されます。
- ポートフォリオ分析チームは、運用部門から完全に独立したチームであり、ポートフォリオの 各種リスク特性を示す要因分析を行い、定期的にチーフ・インベストメント・オフィサー (CIO)、運用担当者、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャーに対し 分析結果が報告されます。

その他、HSBCグループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、 各部門が法令・諸規則および社内業務規定に則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われております。

投資リスクに対する管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントに共通した 管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更 となる可能性があります。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た金額に、3.15%(税抜3.00%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には消費税等相当額が加算されます。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、 「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

取得申込代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

#### (3)【信託報酬等】

#### 信託報酬の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 1.89%(税抜年1.80%)の率を乗じて得た金額を費用として計上します。信託報酬に係る消費 税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### 信託報酬の支弁

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき投資 信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年1.05%	年0.735%	年0.105%	年1.89%
(税抜年1.00%)	(税抜年0.70%)	(税抜年0.10%)	(税抜年1.80%)

委託会社の報酬には、Halbis キャピタル・マネジメント(ホンコン)リミテッドへのマザーファンドの運用委託契約に基づく投資顧問報酬(年0.30%)が含まれています。

#### (4)【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、ならびに受託会社の立替えた立替 金の利息

その他の諸費用

- 1)投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2)有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書等の作成、印刷および提出に係 る費用
- 3)目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4)投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

- 5)運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6 ) 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契 約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、前記 記載のその他の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支 弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のため に支払った金額の支弁を受ける際、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。ま た、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受けるにあたり、かかる諸費用の金額を、あらかじめ 合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産 からその支弁を受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める 場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定 率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金 額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上され、毎計 算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等 相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、投資信託財産の純資産総額に年率0.2%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、投資信託財産から支弁を受けるものとします。委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかるその他の諸費用の年率を見直し、年率0.2%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記 ~ に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

投資家が支払う手数料等の費用総額については、ファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

#### (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。 なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

#### 個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託 を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3)ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。)

#### 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる 「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1)収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 一部解約時および償還時の差益(一部解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その場合、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率となります。
- 3) 一部解約時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益 および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しき れない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、 一部解約時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。 なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税のみ)、平成24年1月1日以降は15%(所得税のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

(注)上記の内容は本書作成時現在のものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 5【運用状況】

以下は平成22年8月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

HSBC チャイナ オープン

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	-	32,941,196,357	100.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	55,147,935	0.17
合計 (純資産総額)	-	32,886,048,422	100.00

#### (参考) HSBC チャイナ マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
	バミューダ諸島	1,600,590,542	2.21
	香港	25,923,328,722	35.81
株式	中国	31,959,460,048	44.14
休工	ケイマン諸島	10,489,661,263	14.49
	ジャージー諸島	241,164,646	0.33
	小 計	70,214,205,221	96.98
新株予約権証券	香港	4,790,409	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,178,264,465	3.01
合計(純資産総額)	-	72,397,260,095	100.00

#### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

国 / 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	HSBC チャイナ マザーファンド	10,680,282,838	3.2639	34,859,777,351	3.0843	32,941,196,357	100.17

#### 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.17
合 計	100.17

#### 【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

#### (参考情報) HSBC チャイナ マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	- 労の工安・研 	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	株式	CHINA MOBILE LIMITED	電気通信サービス	7,782,000	818.83	6,372,190,312	877.20	6,826,440,438	9.43
2	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	89,027,000	65.54	5,835,372,644	70.43	6,270,848,215	8.66
3	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA	銀行	80,659,000	61.95	4,997,550,981	62.50	5,041,389,147	6.96
4	中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	101,852,000	41.19	4,196,027,399	43.15	4,395,311,022	6.07
5	香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	24,645,500	123.70	3,048,663,137	145.00	3,573,740,443	4.94
6	中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	31,490,000	93.91	2,957,440,032	93.04	2,930,056,328	4.05
7	中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	39,300,000	67.39	2,648,584,200	67.39	2,648,584,200	3.66
8	中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	8,060,000	376.64	3,035,762,730	324.46	2,615,224,170	3.61
9	ケイマン 諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア ・サービス	1,489,400	1,572.01	2,341,353,369	1,559.84	2,323,233,143	3.21
10	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	3,141,000	673.17	2,114,455,553	697.85	2,191,959,414	3.03
11	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	5,794,000	362.52	2,100,445,515	311.96	1,807,548,386	2.50
12	香港	株式	DONGFENG MOTOR GRP CO	自動車・ 自動車部品	9,970,000	112.58	1,122,508,717	130.22	1,298,319,322	1.79
13	香港	株式	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	公益事業	6,262,000	184.51	1,155,438,016	186.74	1,169,407,209	1.62
14	中国	株式	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	資本財	14,841,000	72.48	1,075,712,798	76.19	1,130,864,906	1.56
15	香港	株式	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	素材	5,936,000	173.38	1,029,227,514	185.00	1,098,203,926	1.52
16	中国	株式	BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	銀行	11,500,000	91.60	1,053,411,700	91.41	1,051,292,050	1.45
17	香港	株式	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	電気通信 サービス	8,350,000	106.52	889,492,100	116.74	974,810,730	1.35
18	中国	株式	CHINA TELECOM CORP LTD	電気通信 サービス	22,600,000	40.77	921,428,080	40.97	926,145,740	1.28
19	ケイマン 諸島	株式	HENGAN INTERNATIONAL GROUP COMPANY LTD	家庭用品・ パーソナル 用品	1,183,500	588.17	696,105,940	745.13	881,871,414	1.22
20	香港	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	小売	5,837,000	101.19	590,702,648	145.65	850,205,746	1.17
21	ケイマン 諸島	株式	WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	食品・飲料 ・タバコ	12,043,000	67.93	818,161,367	67.28	810,316,867	1.12
22	ケイマン 諸島	株式	PERFECT WORLD CO-SPON ADR	ソフトウェア ・サービス	362,000	2,215.79	802,117,939	2,196.02	794,960,398	1.10
23	中国	株式	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	エネルギー	1,565,454	399.18	624,900,902	475.39	744,211,070	1.03
24	ケイマン 諸島	株式	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	不動産	5,335,500	141.41	754,539,473	138.48	738,880,314	1.02
25	中国	株式	CHINA COAL ENERGY CO -	エネルギー	5,700,000	118.92	677,852,292	122.17	696,419,160	0.96
26	中国	株式	WEICHAI POWER CO LTD-H	資本財	1,009,000	619.23	624,805,193	680.46	686,586,158	0.95
27	中国	株式	BBMG CORPORATION-H	素材	6,245,500	100.95	630,487,119	107.50	671,418,105	0.93
28	バミューダ 諸島	株式	CHINA YURUN FOOD GROUP	食品・飲料・タバコ	2,138,000	236.96	506,633,308	301.09	643,749,662	0.89
29	香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	不動産	3,427,680	166.20	569,688,299	179.35	614,771,546	0.85
30	ケイマン 諸島	株式	REAL GOLD MINING LIMITED	素材	4,558,500	128.03	583,665,142	125.87	573,799,364	0.79

#### 種類別および業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率
<b>作生</b> 犬只	国内/ 外国	未但	(%)
	外国	銀行	24.43
		エネルギー	17.48
		電気通信サービス	12.05
		保険	7.02
		素材	6.48
		資本財	4.45
		ソフトウェア・サービス	4.31
		不動産	4.21
株式		食品・飲料・タバコ	3.13
		耐久消費財・アパレル	2.65
		自動車・自動車部品	2.53
		小売	2.46
		公益事業	1.92
		運輸	1.41
		家庭用品・パーソナル用品	1.22
		テクノロジー・ハードウェア および機器	0.99
		半導体・半導体製造装置	0.24
新株予約権証券			0.01
合計			96.99

(注)業種分類は、世界産業分類基準(GICS)に基づいています。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの(為替予約)

資産	の種類	İ	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	香港ドル	11,000,000.00	119,449,000	119,570,000	0.17

#### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成22年8月末日および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間末または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
可昇期间不または行力不	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(平成15年 1月30日)	3,851	3,851	0.9310	0.9310
第2期(平成16年 1月30日)	17,196	17,738	1.5873	1.6373
第3期(平成17年 1月31日)	41,184	42,304	1.4712	1.5112
第4期(平成18年 1月30日)	40,826	41,778	2.1448	2.1948
第5期(平成19年 1月30日)	77,332	78,978	3.2897	3.3597
第6期(平成20年 1月30日)	54,481	55,485	3.7982	3.8682
第7期(平成21年 1月30日)	17,398	17,730	1.5624	1.5923
第8期(平成22年 2月 1日)	37,003	38,108	2.3454	2.4154
平成21年 8月末日	39,958	-	2.4329	1
平成21年 9月末日	38,982	-	2.4587	1
平成21年10月末日	40,104	-	2.5605	1
平成21年11月末日	37,901	1	2.4597	ı
平成21年12月末日	41,352	-	2.6810	1
平成22年 1月末日	37,519	-	2.4194	1
平成22年 2月末日	38,048	1	2.3404	ı
平成22年 3月末日	41,685	-	2.5862	1
平成22年 4月末日	38,892	-	2.5421	-
平成22年 5月末日	35,261	-	2.3156	-
平成22年 6月末日	34,541	-	2.2672	-
平成22年 7月末日	34,926	-	2.3034	-
平成22年 8月末日	32,886	-	2.1944	-

#### 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0500
第3期	0.0400
第4期	0.0500
第5期	0.0700
第6期	0.0700
第7期	0.0300
第8期	0.0700

#### 【収益率の推移】

I NIII T OF JETO I		
期	収益率(%)	
第1期	6.9	
第2期	75.9	
第3期	4.8	
第4期	49.2	
第5期	56.6	
第6期	17.6	
第7期	58.1	
第8期	54.6	
第9期(中間期)	1.8	

#### 6【手続等の概要】

#### (1)申込(販売)手続等

#### 取得申込

取得申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで(「受付時間」といいます。)に行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

#### 取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース\*があります。

「自動けいぞく投資コース」・・・・・分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

\*取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

#### 申込単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は1口単位となります。

#### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

#### その他留意事項

1)取得申込の受付中止・取消

取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられる、または投資信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

#### 2)受益権の振替

取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

#### (2)換金(解約)手続等

解約申込(一部解約の実行の請求)

解約申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで(「受付時間」といいます。)に行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

#### 解約単位

販売会社によって異なります。

#### 解約価額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額

#### 支払開始日

解約代金は、原則として、解約申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社の本支店、 営業所等において支払います。

解約代金(受取金額)は、換金(解約)に係る税金を差し引いた金額となります。詳しく は、前記「4 手数料等及び税金」をご覧ください。

#### その他留意事項

1)解約申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約申込の受付を中止することおよび既に受け付けた解約申込の受付を取り消すことができます。

2)振替受益権の抹消

受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### 申込受付不可日

国内の営業日であっても、香港の証券取引所の休場日に当たる場合には、取得および解約の申込受付は行いません。

#### 7【管理及び運営の概要】

#### (1)資産管理等の概要

#### 資産の評価

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額の計算にあたり、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

< 当ファンドの主たる投資対象の評価方法 >

マザーファンドを通じて投資する海外の取引所上場株式の評価は、原則として、海外の取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額(1万口当たり)は 、翌日の日本経済新聞朝刊に「チャイナ株」の略称で掲載されます。

#### 保管

該当事項はありません。

#### 信託期間

当ファンドの信託期間は原則として無期限とします。ただし、後記「 その他 1)信託の終了」の規定により、信託を終了することができます。

#### 計算期間

原則として、毎年1月31日から翌年1月30日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### その他

#### 1)信託の終了

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。 ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (d) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと きは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (e) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または解任された場合、委託会社は、後記「2)投資信託約款の変更」にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<詳しくは、投資信託約款をご覧ください。>

#### 2)投資信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託会社と合意のうえ、投資信託約款を変更することができるものとし、あらか じめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<詳しくは、投資信託約款をご覧ください。>

#### 3)公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4)関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約期間満了3ヶ月前までに、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用委託契約」は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するものとします。

#### 5)運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、販売 会社を通じて当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

#### (2)受益者の権利等

#### 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資 されます。

#### 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

#### 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求を、販売会社を通じて委託 会社に請求することができます。一部解約金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等におい て行います。

#### 反対者の買取請求権

委託会社が信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

#### 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の 閲覧・謄写を請求することができます。

# 第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、請求目論見書「第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および 「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」および「中間財務諸表」については、有限責任 あずさ監査法人(あずさ 監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人と なりました。)による監査を受けております。また、当該監査法人による「監査報告書」および 「中間監査報告書」は、請求目論見書「第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸 表」および「中間財務諸表」に添付されています。

#### HSBC チャイナ オープン

#### 1【貸借対照表】

		(単位:円)
	第7期 (平成21年1月30日現在)	第8期 (平成22年2月1日現在)
資産の部		
流動資產		
親投資信託受益証券	17, 964, 067, 325	38, 509, 119, 398
未収入金		58, 332, 851
流動資産合計	17, 964, 067, 325	38, 567, 452, 249
資産合計	17, 964, 067, 325	38, 567, 452, 249
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	332, 464, 301	1, 104, 404, 419
未払解約金	_	58, 332, 851
未払受託者報酬	12, 649, 475	21, 968, 628
未払委託者報酬	215, 041, 061	373, 466, 508
その他未払費用	5, 728, 943	5, 591, 524
流動負債合計	565, 883, 780	1, 563, 763, 930
負債合計	565, 883, 780	1, 563, 763, 930
純資産の部		
元本等		
元本	11, 135, 377, 069	15, 777, 205, 986
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6, 262, 806, 476	21, 226, 482, 333
元本等合計	17, 398, 183, 545	37, 003, 688, 319
純資產合計	17, 398, 183, 545	37, 003, 688, 319
負債純資産合計	17, 964, 067, 325	38, 567, 452, 249

# 2 【損益及び剰余金計算書】

1 336			_	١
(単	17	•	ш	

		(単位: 円)
	第7期 自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日	第8期 自 平成21年1月31日 至 平成22年2月1日
営業収益		
有価証券売買等損益	△25, 287, 515,	866 12, 418, 650, 121
営業収益合計	△25, 287, 515,	866 12, 418, 650, 121
営業費用		
受託者報酬	36, 427,	265 37, 511, 097
委託者報酬	619, 263,	356 637, 688, 369
その他費用 _	13, 436,	150 12, 419, 011
営業費用合計	669, 126,	771 687, 618, 477
営業利益又は営業損失(△)	△25, 956, 642,	637 11,731,031,644
経常利益又は経常損失 (△)	△25, 956, 642,	637 11, 731, 031, 644
当期純利益又は当期純損失(△)	△25, 956, 642,	637 11, 731, 031, 644
<ul><li>一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)</li></ul>	△3, 607, 343,	718 4, 741, 778, 113
期首剰余金又は期首欠損金(△)	40, 137, 573,	813 6, 262, 806, 476
剰余金増加額又は欠損金減少額	4, 693, 088,	259 14, 611, 002, 664
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	4, 693, 088,	259 14, 611, 002, 664
剰余金減少額又は欠損金増加額	15, 886, 092,	5, 532, 175, 919
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	15, 886, 092,	376 5, 532, 175, 919
分配金	332, 464,	301 1, 104, 404, 419
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6, 262, 806,	476 21, 226, 482, 333

# <注記表>

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別項目	第7期 (自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日)	第8期 (自 平成21年1月31日 至 平成22年2月 1日)
1 . 有価証券の評価基 準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたっ ては、親投資信託受益証券の基準 価額に基づいて評価しておりま す。	親投資信託受益証券 同左

# <中間財務諸表>

# (1) 中間貸借対照表

		(単位:円)
	第8期中間計算期間末 (平成21年7月30日現在)	第9期中間計算期間末 (平成22年8月1日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	42, 895, 224, 282	35, 288, 569, 252
未収追加信託金	_	3, 745, 524
未収入金	322, 990, 892	36, 087, 881
流動資產合計	43, 218, 215, 174	35, 328, 402, 657
資產合計	43, 218, 215, 174	35, 328, 402, 657
負債の部		
流動負債		
未払解約金	322, 990, 892	57, 777, 477
未払受託者報酬	15, 542, 469	19, 538, 443
未払委託者報酬	264, 221, 861	332, 153, 469
その他未払費用	6, 827, 487	5, 020, 206
流動負債合計	609, 582, 709	414, 489, 595
負債合計	609, 582, 709	414, 489, 595
純資産の部		
元本等		
元本	16, 217, 055, 239	15, 155, 026, 791
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	26, 391, 577, 226	19, 758, 886, 271
(分配準備積立金)	1, 281, 426, 201	429, 093, 454
元本等合計	42, 608, 632, 465	34, 913, 913, 062
純資產合計	42, 608, 632, 465	34, 913, 913, 062
負債純資産合計	43, 218, 215, 174	35, 328, 402, 657

# (2) 中間損益及び剰余金計算書

1	***	t. I.	_	*
٢	単	111	Н	٦.

		(十四,11)
	第8期中間計算期間 自 平成21年1月31日	第9期中間計算期間 9 平成22年2月2日
	至 平成21年7月30日	至 平成22年8月1日
営業収益		
有価証券売買等損益	15, 227, 705, 329	△13,761,578
営業収益合計	15, 227, 705, 329	△13, 761, 578
営業費用		
受託者報酬	15, 542, 469	19, 538, 443
委託者報酬	264, 221, 861	332, 153, 469
その他費用	6, 827, 487	5,020,200
営業費用合計	286, 591, 817	356, 712, 118
営業利益又は営業損失(△)	14, 941, 113, 512	△370, 473, 696
経常利益又は経常損失(△)	14, 941, 113, 512	△370, 473, 696
中間純利益又は中間純損失(△)	14, 941, 113, 512	△370, 473, 696
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1, 260, 953, 333	390, 370, 367
期首剰余金又は期首欠損金(△)	6, 262, 806, 476	21, 226, 482, 333
剰余金増加額又は欠損金減少額	7, 904, 705, 321	2, 991, 222, 143
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	7, 904, 705, 321	2, 991, 222, 143
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 456, 094, 750	3, 697, 974, 142
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1, 456, 094, 750	3, 697, 974, 142
分配金	_	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	26, 391, 577, 226	19, 758, 886, 271

# (3)中間注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
項目	(自 平成 21 年 1 月 31 日 至 平成 21 年 7 月 30 日)	(自 平成 22 年 2 月 2 日 至 平成 22 年 8 月 1 日)
1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価に あたっては、親投資信託受益証 券の基準価額に基づいて評価し ております。	親投資信託受益証券 同左

# 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者 が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証 券を発行しません。

#### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を 均等に再分割できます。

#### (6)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

#### (7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約 款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第4【ファンドの詳細情報の項目】

以下の項目は、投資信託説明書(請求目論見書)の記載事項です。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1.申込(販売)手続等
  - 2. 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1. 資産管理等の概要
    - (1)資産の評価
    - (2)保管
    - (3)信託期間
    - (4)計算期間
    - (5)その他
  - 2. 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1.財務諸表
    - (1)貸借対照表
    - (2)損益及び剰余金計算書
    - (3)注記表
    - (4)附属明細表
  - 2.ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

#### 投資信託約款

#### 追加型証券投資信託 HSBC チャイナ オープン - 運用の基本方針

約款第 23 条の規定に基づき委託者の定める運用の 基本方針は次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

#### (1)投資対象

HSBC チャイナ マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2)投資態度

主としてマザーファンド受益証券に投資します。

投資状況に応じ、マザーファンドと同様の 運用(主として中華人民共和国の証券取引 所に上場されている株式、もしくは同国に ある証券取引所に準ずる市場で取引されて いる株式、或いは中国経済の発展と成長に 係わる企業及び収益のかなりの部分を中国 内の活動から得ている企業の発行する株式 に投資)を直接行うことがあります。

上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。

株式の実質組入比率は、原則として高位に 維持します。

外貨建資産については、原則として為替へ ッジを行いません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります

投資信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、デリバティブ取引 (金融商 品取引法第2条第20項に規定するものをい います。)を行うことができます。

#### (3)投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への 実質投資割合は、取得時において投資信託 財産の純資産総額の 20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約

権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確化しているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

資金借入は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

公社債の空売りは行わないものとします。 有価証券先物取引等は約款第 27 条の範囲 内で行います。

スワップ取引は約款第 28 条の範囲内で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は約款第29条の範囲内で行います。

#### 3 . 収益分配方針

年1回の決算時に、原則として以下の方針に基 づき、分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。

分配金額は委託者が基準価額水準・市況動 向などを勘案して決定します。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託 HSBC チャイナ オープン 約 款

#### [信託の種類、委託者および受託者]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、HSB C投信株式会社を委託者とし、中央三井ア セット信託銀行株式会社を受託者としま す。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

#### [信託事務の委託]

第2条 前条の受託者は、信託事務の処理の一部に

ついて、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

#### [信託の目的および金額]

第3条 委託者は、金513,740,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は これを引き受けます。

#### [信託金の限度額]

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000 億円を限度として信託金を追加すること ができます。

追加信託が行われたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の 限度額を変更することができます。

#### [信託期間]

第5条 この信託期間は、信託契約締結日から、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項および第58条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

#### 「受益権の取得申込みの勧誘の種類 ]

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの 勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投 資法人に関する法律第2条第8項に定める 公募により行われます。

#### 「当初の受益者 ]

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### [受益権の分割および再分割]

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については513,740,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法] 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業 日の基準価額に当該追加信託にかかる受 益権の口数を乗じた額とします。

> この約款において基準価額とは、投資信託 財産に属する資産(受入担保金代用有価証 券および第32条に規定する借入有価証券 を除きます。)を法令および社団法人投資 信託協会規則に従って時価評価して得た

投資信託財産の資産総額から負債総額を 控除した金額(以下「純資産総額」といい ます。)を、計算日における受益権総口数 で除した金額をいいます。なお、外貨建資 産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨 建有価証券」といいます。)、預金その他 の資産をいいます。以下同じ。)の円換算 については、原則として、わが国における 当日の対顧客電信売買相場の仲値によっ て計算します。

第 34 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客 先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 「信託日時の異なる受益権の内容 ]

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 「受益権の帰属と受益証券の不発行]

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日 より、社債等の振替に関する法律(政令で 定める日以降「社債、株式等の振替に関す る法律」となった場合は読み替えるものと し、「社債、株式等の振替に関する法律」 を含め「社振法」といいます。以下同じ。) の規定の適用を受けることとし、同日以降 に追加信託される受益権の帰属は、委託者 があらかじめこの投資信託の受益権を取 り扱うことについて同意した一の振替機 関(社振法第2条に規定する「振替機関」 をいい、以下「振替機関」といいます。) 及び当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第2条に規定する「口座管理機関」 をいい、振替機関を含め、以下「振替機関 等」といいます。)の振替口座簿に記載ま たは記録されることにより定まります(以 下、振替口座簿に記載または記録されるこ とにより定まる受益権を「振替受益権」と いいます。)。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券への変更の請求、受益証券への変更の請求を行なわないものとします。 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口をするためまたは記録をするためれまたは記録をするため、振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託 者から振替機関への通知があった場合、社 振法の規定にしたがい、その備える振替口 座簿への新たな記載または記録を行ない ます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受 益権を振替受入簿に記載または記録を申 請することができるものとし、原則として この信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全 ての受益権(受益権につき、既に信託契約 の一部解約が行なわれたもので、当該一部 解約にかかる一部解約金の支払開始日が 平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含み ます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月4日に振替受入簿に記載または記録する よう申請します。ただし、保護預かりでは ない受益証券に係る受益権については、信 託期間中において委託者が受益証券を確 認した後当該申請を行なうものとします。 振替受入簿に記載または記録された受益 権にかかる受益証券(当該記載または記録 以降に到来する計算期間の末日にかかる 収益分配金交付票を含みます。) は無効と なり、当該記載または記録により振替受益 権となります。また、委託者は、受益者を 代理してこの信託の受益権を振替受入簿 に記載または記録を申請する場合におい て、指定販売会社(委託者の指定する金融 商品取引法第28条第1項に規定する第一 種金融商品取引業を行う者および委託者 の指定する金融商品取引法第2条第11項 に規定する登録金融機関をいいます。以下 同じ。) に当該申請の手続きを委任するこ とができます。

#### [受益権の設定に係る受託者の通知]

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権に ついては追加信託のつど、振替機関の定め る方法により、振替機関へ当該受益権に係 る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### [ 受益権の申込単位および価額 ]

第 13 条 指定販売会社は第 8 条第 1 項の規定により 分割される受益権を、その取得申込者に対 し、委託者の承認を得て定める単位をもって取得申込に応ずることができるものと します。ただし、別に定める自動けいに 投資約款にしたがって契約(以下「別に実 める契約」といいます。)を結んだ取得申 込者に限り、1 口の整数倍をもって取得申 込に応ずることができるものとします。 なお、取得申込日が香港の証券取引所の休 場日に当たる場合には、受益権の取得申込 には応じないものとします。ただし、第 50 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に かかる場合を除きます。

前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものと

し、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。 なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、受益者が別に 定める契約に基づいて収益分配金を再投 資する場合の受益権の価額は、第45条に 規定する各計算期間終了日の基準価額と します。

前各項の規定にかかわらず、取得申込者の 取得申込総額が多額な場合、投資信託財産 の効率的な運用が妨げられる、または投資 信託財産が毀損するおそれがあると委託 者が合理的に判断する場合、または取引所 (金融商品取引法第2条第16項に規定 る金融商品取引所および金融商品取引所 ます。以下同じ。)に 表第8項第3号口に規定する外国 金取引の停止、外国為替取引の停止、そ の判断により、受益権の取得申込の受付 の判断により、受益権の取得申込の受付 申込を取り消すことができます。

#### [受益証券の種類]

第 14 条 < 削除 >

「受益権の譲渡に係る記載または記録 1

第 15 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機 関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する 受益権の口数の減少および譲受人の保有 する受益権の口数の増加につき、その備え る振替口座簿に記載または記録するもの とします。ただし、前項の振替機関等が振 替先口座を開設したものでない場合には、 譲受人の振替先口座を開設した他の振替 機関等(当該他の振替機関等の上位機関を 含みます。)に社振法の規定にしたがい、 譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、 当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に 係る振替機関等と譲受人の振替先口座を 開設した振替機関等が異なる場合等にお いて、委託者が必要と認めるときまたはや むをえない事情があると判断したときは、 振替停止日や振替停止期間を設けること ができます。

#### 「受益権の譲渡の対抗要件 ]

第 16 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口 座簿への記載または記録によらなければ、 委託者および受託者に対抗することがで きません。

[無記名式の受益証券の再交付]

第17条 <削除>

「記名式の受益証券の再交付 ]

第 18 条 < 削除 >

[ 受益証券を毀損した場合等の再交付 ]

第19条 <削除>

「受益証券の再交付の費用]

第20条 <削除>

[投資の対象とする資産の種類]

- 第 21 条 この信託において投資の対象とする資産 の種類は、次に掲げるものとします。
  - (1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
    - 1. 有価証券
    - 2. デリバティブ取引に係る権利(金 融商品取引法第2条第20項に規 定するものをいいます。)
    - 3. 金銭債権
    - 4. 約束手形
  - (2) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる 資産

為替手形

#### 「運用の指図範囲等]

- 第22条 委託者は、信託金を、主として、HSBC 投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるHSBC チャイナ マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが

- 一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金 融商品取引法第2条第1項第4号で定 めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発 行する出資証券(金融商品取引法第2 条第1項第6号で定めるものをいいま す。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証 券(金融商品取引法第2条第1項第7 号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号 で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付 社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10 号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商 品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品 取引法第2条第1項第18号で定めるも のをいいます。
- 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係 るものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品 取引法第2条第1項第14号で定める受 益証券発行信託の受益証券に表示され るべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6号までの証券および第 12 号ならびに第 17

号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条 第1項第14号に規定する受益証券発行 信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品 取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### [受託者の自己または利害関係人等との取引]

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じるこの2 とがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託

者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第35条において同じ。)、第35条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資を行うことができます。

前項の取扱いは、第 26 条から第 30 条まで、 第 32 条、第 34 条、第 40 条から第 42 条ま でにおける委託者の指図による取引につ いても同様とします。

#### [ 運用の基本方針 ]

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたって は、別に定める運用の基本方針に従って、 その指図を行います。

#### 「投資する株式等の範囲 ]

第 24 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または 登録予定の株式、新株引受権証券および新 株予約権証券で目論見書等において上場 または登録されることが確認できるもの については委託者が投資することを指図 することができるものとします。

#### [同一銘柄の株式等への投資制限]

第25条 委託者は、取得時において投資信託財産に 属する同一銘柄の株式の時価総額とマザ ーファンドの投資信託財産に属する当該 同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信 託財産に属するとみなした額との合計額 が、投資信託財産の純資産総額の100分の 10を超えることとなる投資の指図を行い ません。

委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

委託者は、取得時において投資信託財産に 属する同一銘柄の転換社債ならびに転換 社債型新株予約権付社債の時価総額とマ ザーファンドの投資信託財産に属する転 換社債ならびに転換社債型新株予約権付 社債の時価総額のうち投資信託財産に属 するとみなした額との合計額が、投資信託 財産の純資産総額の 100 分の 10 を超える こととなる投資の指図を行いません。

前各項において投資信託財産に属すると みなした額とは、投資信託財産に属するマ ザーファンドの受益証券の時価総額にマ ザーファンドの投資信託財産の純資産総 額に占める当該資産の時価総額の割合を 乗じて得た額をいいます。

#### [信用取引の指図範囲]

第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に 資するため、信用取引により株券を売付け ることの指図をすることができます。な お、当該売付の決済については、株券の引 渡しまたは買戻しにより行うことの指図 をすることができるものとします。

> 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る 建玉の時価総額とマザーファンドの投資 信託財産に属する当該売付に係る建玉の うち投資信託財産に属するとみなした額 (投資信託財産に属するマザーファンド の時価総額にマザーファンドの投資信託 財産の純資産総額に占める当該売付に係 る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額 をいいます。)との合計額が、投資信託財 産の純資産総額の範囲内とします。

> 投資信託財産の一部解約等の事由により、 前項の売付に係る建玉の時価総額が投資 信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超 える額に相当する売付の一部を決済する ための指図をするものとします。

#### [ 先物取引等の運用指図・目的 ]

第 27 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効 率的な運用に資するため、国内において行 われる有価証券先物取引(金融商品取引法 第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをい います。以下同じ。)、有価証券指数等先 物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号口に掲げるものをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品 取引法第28条第8項第3号八に掲げるも のをいいます。以下同じ。) ならびに外国 の市場におけるこれらの取引と類似の取 引を行うことの指図をすることができま す。なお、選択権取引は、オプション取引 に含めるものとします。(以下同じ。) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効 率的な運用に資するため、わが国の取引所 における通貨に係る先物取引およびオプ ション取引ならびに外国の市場における 通貨に係る先物取引およびオプション取 引を行うことの指図をすることができま す。

委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプ

ション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図・目的]

第28条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相 手方が市場実勢金利等をもとに算出した 価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図]

第29条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図に あたっては、当該取引の決済日が、原則と して第5条に定める信託期間を超えないも のとします。ただし、当該取引が当該信託 期間内で全部解約が可能なものについては この限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価 は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利 等をもとに算出した価額で評価するもの とします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### [有価証券の貸付の指図および範囲]

- 第30条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に 資するため、投資信託財産に属する株式お よび公社債を次の各号の範囲内で貸付の 指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、 貸付公社債の額面金額の合計額が、投 資信託財産で保有する公社債の額面金 額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その

超える額に相当する契約の一部の解約を 指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要 と認めたときは、担保の受入れの指図を行 うものとします。

#### 「公社債の空売り ]

第31条 委託者は、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。

#### [公社債の借入れ]

第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に 資するため、公社債の借入れの指図をする ことができます。なお、当該公社債の借入 れを行うにあたり担保の提供が必要と認 めたときは、担保の提供の指図を行うもの とします。

> 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の 時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。

> 投資信託財産の一部解約等の事由により、 前項の借入れに係る公社債の時価総額が 投資信託財産の純資産総額を超えること となった場合には、委託者は速やかに、そ の超える額に相当する借入れた公社債の 一部を返還するための指図をするものと します

> 第1項の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが 国の国際収支上の理由等により特に必要 と認められる場合には、制約されることが あります。

#### [外国為替予約の指図および範囲]

第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に 資するため、外国為替の売買の予約取引の 指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないもの資産総額を超えないます。ただし、投資信託財産に属するとみなり、投資信託財産に属するとみなりでは、上ではありません。投資に関係を含めては、この限りのものではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指

図をするものとします。

#### 「信託業務の委託等]

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。)を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、投資信託 財産中より支弁します。

#### [有価証券の保管]

第 36 条 < 削除 >

#### [ 混蔵寄託 ]

第 37 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条においての者にが、)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者の名義金融機関または金融商品取引業者の名義

で混蔵寄託できるものとします。

#### 「一括登録 ]

第38条 <削除>

「投資信託財産の登記等および記載等の留保等 ]

第39条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護 のために委託者または受託者が必要と認 めるときは、速やかに登記または登録をす るものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外 形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分 別して管理することがあります。

[一部解約の請求および有価証券の売却等の指図] 第40条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 「再投資の指図 ]

第41条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### [資金の借入れ]

第 42 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合も含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期

間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁 します。

#### [損益の帰属]

第43条 委託者の指図に基づく行為により投資信 託財産に生じた利益および損失は、全て受 益者に帰属します。

#### 「受託者による資金の立替え]

第44条 投資信託財産に属する有価証券について、 借替え、転換、新株発行または株式割当が ある場合で、委託者の申し出があるとき は、受託者は資金の立替えをすることがで きます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息について は、受託者と委託者との協議によりそのつ ど別にこれを定めます。

#### [信託の計算期間]

第 45 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 31 日から翌年 1 月 30 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計 算期間終了日に該当する日(以下「該当日」 といいます。)が休業日のとき、各計算期 間終了日は、該当日の翌営業日とし、その 翌日より次の計算期間が開始されるもの とします。ただし、最終計算期間の終了日 は、第5条に定める信託期間の終了日とし ます。

#### [投資信託財産に関する報告]

第46条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、 投資信託財産に関する報告書を作成して、 これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### [信託事務の諸費用等]

第47条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

- 1. 投資信託振替制度に係る手数料および 費用
- 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係 る費用
- 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に 係る費用
- 6. この信託の受益者に対してする公告に 係る費用ならびに投資信託約款の変更 または信託契約の解約に係る事項を記 載した書面の作成、印刷および交付に 係る費用
- 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託者は、前項の諸費用の支払を投資信託 財産のために行い、支払金額の支弁を投資 信託財産から受けることができます。この 場合、委託者は、現に投資信託財産のため に支払った金額の支弁を受ける際に、あら かじめ受領する金額に上限を付すること ができます。また、委託者は実際に支払う 金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費 用の金額をあらかじめ合理的に見積もっ た上で、実際の費用額にかかわらず固定率 または固定金額にて投資信託財産から の支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または 固定金額を定める場合、委託者は、投資信 託財産の規模等を考慮して、信託の設定時 または期中に、上限、固定率または固定金 額を合理的に計算された範囲内で変更す ることができます。

第3項において諸費用の固定率または固定 金額を定める場合、かかる諸費用の額は、 第45条に規定する計算期間を通じて毎日、 投資信託財産に計上されます。

かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断により

この信託に関連して生じたと認めるもの

[信託報酬等の額]

を含みます。

第 48 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、 第 45 条に規定する計算期間を通じて毎日、 投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分 の 180 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末、または信託 終了のとき投資信託財産中から支弁する ものとし、委託者と受託者との間の配分は 別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託 財産中から支弁します。

委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の30の率を乗じて得た金額とします。

#### [ 収益の分配方式]

第49条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品 貸料およびこれらに類する収益から支 払利息を控除した額(以下「配当等収 益」といいます。)は、諸経費、信託 報酬および当該信託報酬に係る消費税 等に相当する金額を控除した後、そ 残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるた め、その一部を分配準備積立金として 積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき 生じた損失は、次期に繰り越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第50条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ 月以内の委託者の指定する日から、毎計算 期間の末日において振替機関等の振替口 座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、以益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載は記録されている受益権については取ります。なお、平成19年1月4日以降におい ても、第52条に規定する時効前の収益分 配金にかかる収益分配金交付票は、なおそ の効力を有するものとし、当該収益分配金 交付票と引き換えに受益者に支払います。 前項の規定にかかわらず、別に定める契約 に基づいて収益分配金を再投資する受益 者に対しては、受託者が委託者の指定する 預金口座等に払い込むことにより、原則と して、毎計算期間終了日の翌営業日に、収 益分配金が指定販売会社に交付されます。 この場合、指定販売会社は、別に定める契 約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分 配金の再投資に係る受益権の売付けを行 います。当該売付けにより増加した受益権 は、第11条第3項の規定にしたがい、振 替口座簿に記載または記録されます。

償還金(信託終了時における投資信託財産 の純資産総額を受益権口数で除した額を いいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信 託終了日において振替機関の振替口座簿 に記載または記録されている受益者(信託 終了日以前において一部解約が行われた 受益権にかかる受益者を除きます。また、 当該信託終了日以前に設定された受益権 で取得申込代金支払前のため指定販売会 社の名義で記載または記録されている受 益権については原則として取得申込者と します。)に支払います。なお、当該受益 者は、その口座が開設されている振替機関 等に対して委託者がこの信託の償還をす るのと引き換えに、当該償還に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うもの とし、社振法の規定にしたがい当該振替機 関等の口座において当該口数の減少の記 載または記録が行われます。また、受益証 券を保有している受益者に対しては、償還 金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の 指定する日から受益証券と引き換えに当 該受益者に支払います。

一部解約金は、第 53 条第 1 項の受益者の 請求を受付けた日から起算して、原則とし て 5 営業日目から当該受益者に支払いま す。

前各項(第2項を除きます。)に規定する 収益分配金、償還金および一部解約金の支 払いは、指定販売会社の営業所等において 行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にか かる収益調整金は、原則として、各受益者 毎の信託時の受益権の価額等に応じて計 算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税 法施行令第27条の規定によるものとし、 各受益者毎の信託時の受益権の価額と元 本の差額をいい、原則として、追加信託の つど当該口数により加重平均され、収益分 配のつど調整されるものとします。また、 前項に規定する「各受益者毎の信託時の受 益権の価額等」とは、原則として、各受益 者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加 信託のつど当該口数により加重平均され、 収益分配のつど調整されるものとします。

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

第51条 受託者は、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日までおよび前条第2項に規定する交付開始日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定 する預金口座等に収益分配金、償還金およ び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に 対する支払いにつき、その責に任じませ ん。

#### [ 収益分配金および償還金の時効 ]

第52条 受益者が、収益分配金については第50条 第1項に規定する支払開始日から5年間そ の支払いを請求しないとき、ならびに信託 終了による償還金については第50条第3 項に規定する支払開始日から10年間その 支払いを請求しないときは、その権利を失 い、受託者から交付を受けた金銭は、委託 者に帰属します。

#### 「信託の一部解約1

第53条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、 指定販売会社が委託者の承認を得て定め る単位(別に定める契約に係る受益権につ いては1口単位)をもって一部解約の実行 を請求することができます。

> 前項の場合の一部解約の実行の請求日が 香港の証券取引所の休場日にあたる場合 には、一部解約の実行の請求の受付は行い ません。

> 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求 を受付けた場合には、この信託契約の一部 を解約します。なお、前項の一部解約の実 行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該 益者の請求に係るこの信託契約の一部 約を委託者が行なうのと引き換えに、、 一部解約に係る受益権の口数と同口数の 抹消の申請を行なうものとし、社振法の規 定にしたがい当該振替機関等の口座にお いて当該口数の減少の記載または記録が 行なわれます。

> 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部 解約に係る一部解約の実行の請求を受益 者がするときは、指定販売会社に対し、振

替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。

前項より一部解約の実行の請求の受付が 中止された場合には、受益者は当該受付け 中止以前に行った当日の一部解約の実行 の請求を撤回できます。ただし、受益者が その一部解約の実行の請求を撤回しない 場合には、当該受益権の一部解約の価額 は、当該受付け中止を解除した後の最初の 基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に 準じて計算された価額とします。

#### 「質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載 の2 または記録されている受益権にかかる収 益分配金の支払い、一部解約の実行の請求 の受付け、一部解約金および償還金の支払 い等については、この約款によるほか、民 法その他の法令等にしたがって取り扱わ れます。

#### [信託契約の解約]

第 54 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議 のある者は一定の期間内に委託者に対し て異議を述べるべき旨を付記します。な お、一定の期間は一月を下らないものとし ます

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二

分の一を超えるときは、第1項の信託契約 の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### [信託契約に関する監督官庁の命令]

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解 約の命令を受けたときは、その命令にした がい、信託契約を解約し信託を終了させま

> 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの 投資信託約款を変更しようとするときは、 第59条の規定にしたがいます。

#### 「委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第 56 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの 信託契約に関する委託者の業務を他の投 資信託委託会社に引き継ぐことを命じた ときは、この信託は第59条第4項に該当 する場合を除き、当該投資信託委託会社と 受託者との間において存続します。

#### [委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第57条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### [受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務 を辞任することができます。受託者がその 任務に背いた場合、その他重要な事由が生 じたときは、委託者または受益者は、裁判 所に受託者の解任を請求することができ ます。受託者が辞任した場合、または裁判 所が受託者を解任した場合、委託者は、第 59条の規定にしたがい、新受託者を選任し ます。

> 委託者が新受託者を選任できないときは、 委託者はこの信託契約を解約し、信託を終 了させます。

#### [投資信託約款の変更]

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認め

るとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議 のある者は一定の期間内に委託者に対し て異議を述べるべき旨を付記します。な お、一定の期間は一月を下らないものとし ます。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 「反対者の買取請求権 ]

第60条 第54条に規定する信託契約の解約または 前条に規定する投資信託約款の変更を行 う場合において、第54条第3項または前 条第3項の一定の期間内に委託者に対して 異議を述べた受益者は、受託者に対し、自 己に帰属する受益権を、投資信託財産を持 って買い取るべき旨を請求することがで きます。

#### [ 公告]

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、日本 経済新聞に掲載します。

[投資信託約款に関する疑義の取扱い]

第62条 この投資信託約款の解釈について疑義を 生じたときは、委託者と受託者との協議に より定めます。

#### (附則)

第1条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条(受益証券の種類)から第20条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第29条に規定する「金利先渡取引」は、

当事者間において、あらかじめ将来の特定 の日(以下「決済日」といいます。)にお ける決済日から一定の期間を経過した日 (以下「満期日」といいます。)までの期 間に係る国内または海外において代表的 利率として公表される預金契約または金 銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下 「指標利率」といいます。)の数値を取り 決め、その取り決めに係る数値と決済日に おける当該指標利率の現実の数値との差 にあらかじめ元本として定めた金額およ び当事者間で約定した日数を基準とした 数値を乗じた額を決済日における当該指 標利率の現実の数値で決済日における現 在価値に割り引いた額の金銭の授受を約 する取引をいいます。

第3条 第29条に規定する「為替先渡取引」は、 当事者間において、あらかじめ決済日から 満期日までの期間に係る為替スワップ取 引(同一の相手方との間で直物外国為替取 引および当該直物外国為替取引と反対売 買の関係に立つ先物外国為替取引を同時 に約定する取引をいいます。以下本条にお いて同じ。)のスワップ幅(当該直物外国 為替取引に係る外国為替相場と当該先物 外国為替取引に係る外国為替相場との差 を示す数値をいいます。以下本条において 同じ。)を取り決め、その取り決めに係る スワップ幅から決済日における当該為替 スワップ取引の現実のスワップ幅を差し 引いた値にあらかじめ元本として定めた 金額を乗じた額を決済日における指標利 率の数値で決済日における現在価値に割 り引いた額の金銭またはその取り決めに 係るスワップ幅から決済日における当該 為替スワップ取引の現実のスワップ幅を 差し引いた値にあらかじめ元本として定 めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本 として定めた金額について決済日を受渡 日として行った先物外国為替取引を決済 日における直物外国為替取引で反対売買 したときの差金に係る決済日から満期日 までの利息とを合算した額を決済日にお ける指標利率の数値で決済日における現 在価値に割り引いた額の金銭の授受を約 する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 1 月 31 日

委託者 HSBC投信株式会社 受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社

#### 親投資信託

#### HSBC チャイナ マザーファンド - 運用の基本方針 -

約款第 15 条の規定に基づき委託者の定める運用の 基本方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、主に中華人民共和国(以下「中国」といいます。)の証券取引所に上場している株式に投資することにより、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。

#### 2. 運用方法

#### (1)投資対象

主として中国の証券取引所に上場している株式を投資対象とします。

#### (2)投資態度

この投資信託は、主として中華人民共和国 の証券取引所に上場されている株式、もし くは同国にある証券取引所に準ずる市場 で取引されている株式、或いは中国経済の 発展と成長に係わる企業及び収益のかな りの部分を中国内の活動から得ている企 業の発行する株式に投資して中長期的に 投資信託財産の成長を目指した運用を行 います。

上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。

投資一任契約に基づいて Halbis キャピタル・マネジメント (ホンコン)リミテッド (Halbis Capital Management (Hong Kong) Limited)に運用の指図に関する権限を委託します。

以下に掲げる有価証券への投資も行います。

- 転換社債、ならびに新株予約権付社債 のうち会社法第236条第1項第3号の 財産が当該新株予約権付社債について の社債であって当該社債と当該新株予 約権がそれぞれ単独で存在し得ない予 とをあらかじめ明確化しているもの (以下会社法施行前の旧商法第341条 ノ3第1項第7号および第8号の定め がある新株予約権付社債を含め「転換 社債型新株予約権付社債」といいま す。)
- 優先株
- 投資信託証券
- 新株引受権証券および新株予約権証券 株式の組入比率は、原則として高位に維持 します。

外貨建資産については、原則として為替へ

ッジを行いません。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)を行うことができます。

#### (3)投資制限

株式への投資には制限を設けません。 外貨建資産への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の 純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予 約権証券への投資は、取得時において投資 信託財産の純資産総額の 5%以下としま す。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の 純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型 新株予約権付社債への投資は、取得時にお いて投資信託財産の純資産総額の 10%以 下とします。

公社債の空売りは行わないものとします。 有価証券先物取引等は約款第 20 条の範囲 内で行います。

スワップ取引は約款第21条の範囲内で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は約款 第22条の範囲内で行います。

# HSBC チャイナ オープン

追加型投信 / 海外 / 株式

# 投資信託説明書(請求目論見書) 2010年10月29日

# HSBC投信株式会社

当ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託です。 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 1. この投資信託説明書 (請求目論見書) により行う「HSBC チャイナ オープン」の募集 については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年4月23日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成22年4月24日に生じて おります。また、半期報告書の提出に伴い、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年10月28日に関東財務局長に提出しております。
- 2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
- 3. 当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。 これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、 元本が保証されているものではありません。
- 4. 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

#### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資するため、為替の変動により損失を被ることがあります。

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所】

H S B C 投信株式会社 代表取締役 松田 庄平

東京都中央区日本橋三丁目 11 番 1 号

該当事項はありません

# 投資信託説明書(請求目論見書)の目次

		負
ファンド	の詳細情報	
第1	ファンドの沿革	 1
第2	手続等	 1
	1 申込(販売)手続等	 1
	2 換金(解約)手続等	 2
第3	管理及び運営	 3
	1 資産管理等の概要	 3
	2 受益者の権利等	 5
第4	ファンドの経理状況	 6
	1 財務諸表	 9
	2 ファンドの現況	 28
第5	設定及び解約の実績	 28

# 【ファンドの詳細情報】

# 第1【ファンドの沿革】

平成14年1月31日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

# 第2【手続等】

# 1【申込(販売)手続等】

(1)取得申込

取得申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで(「受付時間」といいます。)に行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、受付時間の締切は販売会社によって異なる場合があります。

(2)取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース\*があります。

「自動けいぞく投資コース」・・・・・分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

- \* 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。
- (3)申込単位

申込単位は販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の申込単位は、1口単位となります。

(4)申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

(5)申込手数料

申込手数料(購入時手数料)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た金額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

(6)取得申込受付不可日

取得申込日が香港の証券取引所の休場日に当たる場合には、取得申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

取得申込の受付中止・取消

取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられる、または 投資信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取 引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 \*1があるときは、委託会社の判断によ り、取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことがで きます。

- \*1 やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態 \*2による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。
- \*2 投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変

更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。 受益権の振替

取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

#### 2【換金(解約)手続等】

(1)解約申込(一部解約の実行の請求)

解約申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで(「受付時間」といいます。)に行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、受付時間の締切は販売会社によって異なる場合があります。

(2)換金(解約)方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、取得申込を行った販売会社を通じ、委託会社に換金 (解約)申込することにより換金することができます。

(3)解約単位

販売会社によって異なります。

(4)解約価額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(5)解約手数料・信託財産留保額

ありません。

(6)支払開始日

解約代金は、解約申込受付日から起算して、原則として5営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

解約代金(受取金額)は、換金(解約)に係る税金を差し引いた金額となります。詳しくは、 投資信託説明書(交付目論見書)の「4 手数料等及び税金」をご覧ください。

(7)解約申込受付不可日

解約申込日が香港の証券取引所の休場日に当たる場合には、解約申込の受付は行いません。

(8) その他留意事項

解約申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情\*1があるときは、解約申込の受付を中止することおよび既に受け付けた解約申込の受付を取り消すことができます。

なお、解約申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約申込を撤回できます。ただし、受益者がその解約申込を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約申込を受け付けたものとして、前記「(4)解約価額」に準じて計算された価額とします。

- \*1 やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態 \*2 による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。
- \*2 投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

#### 振替受益権の抹消

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

# 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって 時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といい ます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 当ファンドの主たる投資対象の評価方法 >

マザーファンドを通じて投資する海外の取引所上場株式の評価は、原則として、海外の取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額(1万口当たり)は、 翌日の日本経済新聞朝刊に「チャイナ株」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>へお問い合わせください。

< 照会先 >

HSBC投信株式会社

ホームページ: www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号:03-3548-5690(受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、後記「(5)その他 信託の終了」の(a)、(g)、(h)および(j)に該当した場合には、信託を終了することがあります。

#### (4)【計算期間】

原則として、毎年1月31日から翌年1月30日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

信託の終了

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月(以下「1ヶ月」を意味し

ます。)を下らないものとします。

- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の 一を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (g) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと きは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (i) 前記(h)にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託 委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「 投資信託約款の変更」の (d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- (j) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 投資信託約款の変更」にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 投資信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したと きは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あら かじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの 投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に 係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一 を超えるときは、前記(a)の投資信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、この投資信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨および その理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付 します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定にしたがいます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利 義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、当事者の別段の意思表 示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。また、委託会社と投資 顧問会社との間で締結する「運用委託契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含 みます。)は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するも のとします。各々の契約書は当事者間の合意により変更することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、販売会 社を通じて当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

#### 2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機 関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われ た受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代 金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得 申込者とします。)に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

#### 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求を、販売会社を通じて委託 会社に請求することができます。一部解約金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等におい て行います。

#### 反対者の買取請求権

委託会社が信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。なお、当該買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「1資産管理等の概要(5)その他」の「信託の終了」または「投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

#### 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の 閲覧・謄写を請求することができます。

# 第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第7期計算期間(平成20年1月31日から平成21年1月30日まで)及び第 8期計算期間(平成21年1月31日から平成22年2月1日まで)について、「財務諸表等の用語、様 式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しておりま す。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第7期計算期間(平成20年1月31日から平成21年1月30日まで)及び第8期計算期間(平成21年1月31日から平成22年2月1日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人による監査を受けております。
- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、第8期中間計算期間(平成21年1月31日から平成21年7月30日まで)および第9期中間計算期間(平成22年2月2日から平成22年8月1日まで)について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間(平成21年1月31日から平成21年7月30日まで)の中間財務諸表については、あずさ監査法人による中間 監査を受け、第9期中間計算期間(平成22年2月2日から平成22年8月1日まで)の中間財務諸表に ついては、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。 なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あ

ずさ監査法人となりました。

# 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 3 月 27 日

HSBC投信株式会社 取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安 系 和 人

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「HSBC チャイナ オープン」の平成 20 年 1 月 31 日から平成 21 年 1 月 30 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「HSBC チャイナ オープン」の平成21年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

HSBC投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

#### 独立監査人の監査報告書

平成 22 年 3 月 29 日

HSBC投信株式会社 取締役会 御中

#### あずさ監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「HSBC チャイナ オープン」の平成21年1月31日から平成22年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「HSBC チャイナ オープン」の平成22年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

HSBC投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1【財務諸表】

# HSBC チャイナ オープン

# (1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第7期 (平成21年1月30日現在)	第8期 (平成22年2月1日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	17, 964, 067, 325	38, 509, 119, 398
未収入金		58, 332, 851
流動資産合計	17, 964, 067, 325	38, 567, 452, 249
資産合計	17, 964, 067, 325	38, 567, 452, 249
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	332, 464, 301	1, 104, 404, 419
未払解約金	_	58, 332, 851
未払受託者報酬	12, 649, 475	21, 968, 628
未払委託者報酬	215, 041, 061	373, 466, 508
その他未払費用	5, 728, 943	5, 591, 524
流動負債合計	565, 883, 780	1, 563, 763, 930
負債合計	565, 883, 780	1, 563, 763, 930
純資産の部		
元本等		
元本	11, 135, 377, 069	15, 777, 205, 986
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6, 262, 806, 476	21, 226, 482, 333
元本等合計	17, 398, 183, 545	37, 003, 688, 319
純資產合計	17, 398, 183, 545	37, 003, 688, 319
負債純資産合計	17, 964, 067, 325	38, 567, 452, 249

# (2)【損益及び剰余金計算書】

2)【損益及び剰法並計算者】				(単位:円)
	自至	第7期 平成20年1月31日 平成21年1月30日	自至	第8期 平成21年1月31日 平成22年2月1日
営業収益				
有価証券売買等損益		$\triangle 25, 287, 515, 866$		12, 418, 650, 121
営業収益合計		$\triangle 25, 287, 515, 866$		12, 418, 650, 121
営業費用				
受託者報酬		36, 427, 265		37, 511, 097
委託者報酬		619, 263, 356		637, 688, 369
その他費用		13, 436, 150		12, 419, 011
営業費用合計		669, 126, 771		687, 618, 477
営業利益又は営業損失(△)		$\triangle$ 25, 956, 642, 637		11, 731, 031, 644
経常利益又は経常損失(△)		△25, 956, 642, 637		11, 731, 031, 644
当期純利益又は当期純損失(△)		$\triangle 25,956,642,637$		11, 731, 031, 644
<ul><li>一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)</li></ul>		△3, 607, 343, 718		4, 741, 778, 113
期首剰余金又は期首欠損金(△)		40, 137, 573, 813		6, 262, 806, 476
剰余金増加額又は欠損金減少額		4, 693, 088, 259		14,611,002,664
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		4, 693, 088, 259		14, 611, 002, 664
剰余金減少額又は欠損金増加額		15, 886, 092, 376		5, 532, 175, 919
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		15, 886, 092, 376		5, 532, 175, 919
分配金		332, 464, 301		1, 104, 404, 419
期末剰余金又は期末欠損金(△)		6, 262, 806, 476		21, 226, 482, 333

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別項目	第7期 (自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日)	第8期 (自 平成21年1月31日 至 平成22年2月 1日)
1 . 有価証券の評価基 準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたっ ては、親投資信託受益証券の基準 価額に基づいて評価しておりま す。	親投資信託受益証券 同左

# (貸借対照表に関する注記)

第7期 (平成21年1月30日現在)		第8期 (平成22年2月	
1.受益証券の総数	.受益証券の総数   11,135,377,069口		15,777,205,986
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	1.5624円 15,624円)	2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	2.3454円 23,454円)

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 (自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日) 1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一	第8期 (自 平成21年1月31日 至 平成22年2月 1日) 1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一
部を委託するために要する費用	部を委託するために要する費用
104,077,838円	107,174,546円
2.分配金の計算過程 計算期間末において、費用控除後の配当等収 益額40,861,879円(1万口当たり36.70円)、 収益調整金額14,936,110,539円(1万口当たり 13,413.21円)及び分配準備積立金額 1,770,686,358円(1万口当たり1,590.14円) から分配対象収益額は16,747,658,776円(1万口当たり15,040.05円)となりますが、委託者 が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記 収益の中から334,061,312円(1万口当たり 300.00円)を分配することに決定いたしまし た。なお、当該分配金と損益及び剰余金計算書 上の分配金との差額は外国税控除額 (1,597,011円)によるものです。	2.分配金の計算過程 計算期間末において、費用控除後の配当等収 益額662,466,854円(1万口当たり419.89 円)、収益調整金額22,341,327,708円(1万口 当たり14,160.51円)及び分配準備積立金額 952,821,344円(1万口当たり603.92円)から 分配対象収益額は23,956,615,906円(1万口当 たり15,184.32円)となりますが、委託者が基 準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益 の中から1,104,404,419円(1万口当たり 700.00円)を分配することに決定いたしまし た。

# (有価証券に関する注記)

第7期(自平成20年1月31日 至平成21年1月30日)

## 売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	17,964,067,325	21,683,887,352
合 計	17,964,067,325	21,683,887,352

# 第8期(自 平成21年1月31日 至 平成22年2月1日)

# 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	38,509,119,398	7,583,160,048
合 計	38,509,119,398	7,583,160,048

#### (デリバティブ取引に関する注記)

第7期(自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日) 該当事項はございません。

第8期(自 平成21年1月31日 至 平成22年2月1日) 該当事項はございません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

第7期(自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日) 該当事項はございません。

第8期(自 平成21年1月31日 至 平成22年2月1日) 該当事項はございません。

#### (重要な後発事象に関する注記)

第7期(自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日) 該当事項はございません。

第8期(自 平成21年1月31日 至 平成22年2月1日) 該当事項はございません。

#### (その他の注記)

#### 元本額の変動

第7期 (平成21年1月30日現在)		第8期 (平成22年2月	-
期首元本額:	14,344,322,036円	期首元本額:	11,135,377,069円
期中追加設定元本額:	2,514,619,233円	期中追加設定元本額:	11,433,311,424円
期中一部解約元本額:	5,723,564,200円	期中一部解約元本額:	6,791,482,507円

#### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

#### 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	H S B C チャイナ マザーファンド	11,816,600,509	38,509,119,398	-

# 第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

#### 参考情報

当ファンドは、「HSBC チャイナ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。 なお、当ファンドの各計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「HSBC チャイナ マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (1)貸借対照表

	対象年月日	(平成21年1月30日現在)	(平成22年2月1日現在)
科目		金額(円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,448,915,789	2,777,013,120
金銭信託		171,123	225,204
コール・ローン		945,879,740	2,537,113,240
株式		44,004,744,358	85,337,722,680
未収入金		157,091,100	2,198,236,741
未収配当金		-	4,981,367
未収利息		1,554	3,475
流動資産合計		46,556,803,664	92,855,295,827
資産合計		46,556,803,664	92,855,295,827
負債の部			
流動負債			
未払金		53,871,780	3,349,915,168
未払解約金		-	229,171,942
流動負債合計		53,871,780	3,579,087,110
負債合計		53,871,780	3,579,087,110
純資産の部			
元本等			
元本		22,494,012,334	27,394,551,291
剰余金			
剰余金又は欠損金	<b>à</b> ()	24,008,919,550	61,881,657,426
元本等合計		46,502,931,884	89,276,208,717
純資産合計		46,502,931,884	89,276,208,717
負債純資産合計		46,556,803,664	92,855,295,827

# (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計万針に係る 対象年月日	(自 平成20年1月31日	(自 平成21年1月31日
項目	至 平成20年1月30日)	至 平成22年2月 1日 )
1.有価証券の評価基準及び評価方法	本成21年1月300年1月30日 中成21年1月30日 中域21年1月30日 中域2	株式同左
2.デリバティブ等の 評価基準及び評価 方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日において、わが国における対顧客先物売買相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうちい顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	外国為替予約取引 同左
3.収益及び費用の計 上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合に は当該金額を計上し、未だ確定してい ない場合には入金日基準で計上してお ります。	受取配当金 同左
4 . その他財務諸表の 作成のための基本 となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規 則」(平成12年総理府令第133号)第 60条並びに第61条に基づいて処理して おります。	外貨建取引等の処理基準 同左

# (貸借対照表に関する注記)

(平成21年1月30日現在)		(平成22年2月	1日現在)
1.受益証券の総数	22,494,012,334 🗆	1.受益証券の総数	27,394,551,291 🗆
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	2.0673円 20,673円)	2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	3.2589円 32,589円)

## (有価証券に関する注記)

(自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	44,004,744,358	20,552,723,876
合 計	44,004,744,358	20,552,723,876

## (自 平成21年1月31日 至 平成22年2月1日)

# 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	85,337,722,680	12,533,128,517
合 計	85,337,722,680	12,533,128,517

# (デリバティブ取引に関する注記)

1.取引の状況に関する事項

(自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日)	(自 平成21年1月31日 至 平成22年2月 1日)
1.取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引 は、為替予約取引であります。	1.取引の内容 同左
2.取引に対する取組方針と利用目的 (1) 外貨建証券の売買代金、償還金、利金等に ついては、受取日又は支払日までの間の為替予 約を行うことができるものとします。 (2) 当該デリバティブ取引は、信託財産が運用 対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信 託財産に属する資産の効率的な運用に資する事 を目的とし、信託約款及びデリバティブ取引に 関する社内規定に従って行われております。	2.取引に対する取組方針と利用目的 同左

(自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日)	(自 平成21年1月31日 至 平成22年2月 1日)
3.取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 為替予約取引には為替相場の変動によるリス クを有しております。なお、信用リスクについ ては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っ ているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、委託会社 のトレーディング部署から独立した部署が取引 結果やポジションを記録し、ファンドの投資方 針やリスクの枠などに照らして管理しておりま す。	3.取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 同左
4.取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額 等は、あくまでもデリバティブ取引における名 目的な契約額であり、当該金額自体はデリバ ティブ取引のリスクの大きさを示すものではあ りません。	4.取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

- 2.取引の時価等に関する事項
- (平成21年1月30日現在) 該当事項はございません。
- (平成22年2月1日現在) 該当事項はございません。

# (関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日)

名 称	関係内容	取引内容	取引の種類別の 取引金額 (円)	当該計算期間末にお ける取引残高 (円)
The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited(HK)	運用委託会社の親会社	外国株式の 売買委託手 数料	16,738,651 円	

# (自 平成21年1月31日 至 平成22年2月1日)

名 称	関係内容	取引内容	取引の種類別の 取引金額 (円)	当該計算期間末にお ける取引残高 (円)
The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited	運用委託会社の 親会社	外国株式の 売買委託手 数料	7,070,378 円	

#### (注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

2. 取引条件の変更及び当該変更が計算書類に与えている影響 該当事項はございません。

## (重要な後発事象に関する注記)

(自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日) 該当事項はございません。

(自 平成21年1月31日 至 平成22年2月1日) 該当事項はございません。

#### (その他の注記)

本書における開示対象ファンドの各計算期間における元本額の変動

(平成21年1月30	) 日現在 )	(平成22年2月1日現在)	
期首元本額: 期中追加設定元本額: 期中一部解約元本額: 期末元本額:	29,254,314,193 円 5,176,452,502 円 11,936,754,361 円 22,494,012,334 円	期首元本額: 期中追加設定元本額: 期中一部解約元本額: 期末元本額:	22,494,012,334 円 15,296,512,687 円 10,395,973,730 円 27,394,551,291 円
元本の内訳:* HSBC チャイナオープン HSBC チャイナファンドVA (適格機関投資家専用)	8,689,627,691円 1,100,317,077円	元本の内訳:* HSBC チャイナオープン HSBC チャイナファンドVA (適格機関投資家専用)	11,816,600,509円 2,685,978,262円
HSBC チャイナファンドVA 号(適格機関投資家専用)	182,473,550円	HSBC チャイナファンドVA 号(適格機関投資家専用)	257,215,249円
HSBC 中国株式ファンド (3ヶ月決算型)	12,521,594,016円	HSBC 中国株式ファンド (3ヶ月決算型)	12,634,757,271円

<sup>\*</sup>当該親投資信託の受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

# (3)附属明細表

# 第1 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額
株式	米ドル	MINDRAY MEDICAL INTL LTD-ADR	182,000	34.87	6,346,340.00
		INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	1,772,727	8.27	14,662,225.01
		NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	139,200	68.00	9,465,600.00
	小計	盆柄数:	3		30,474,165.01
		組入時価比率:	3.1%		(2,754,255,033) 3.2%
	香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	37,288,000	6.11	227,829,680.00
		CNOOC LTD	31,498,500	11.10	349,633,350.00
		CNPC HONG KONG LIMITED	12,314,000	9.73	119,815,220.00
		PETROCHINA CO LTD-H	34,374,000	8.80	302,491,200.00
		CHINA NATIONAL BUILDING MATERIAL CO-H	2,270,000	12.92	29,328,400.00
		SINOFERT HOLDINGS LTD	8,466,000	4.52	38,266,320.00
		LEE & MAN PAPER MANUFACTURING LIMITED	6,688,000	4.48	29,962,240.00
		NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	15,061,000	11.04	166,273,440.00
		ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	8,100,000	7.84	63,504,000.00
		JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	1,546,000	15.70	24,272,200.00
		XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	5,096,000	6.19	31,544,240.00
		LENOVO GROUP LTD	22,100,000	5.38	118,898,000.00
		TENCENT HOLDINGS LTD	2,428,000	145.10	352,302,800.00
		AAC ACOUSTIC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	6,566,000	12.82	84,176,120.00
		FOXCONN INTERNATIONAL HLDGS	4,500,000	8.23	37,035,000.00
		CHINA HIGH SPEED TRANSMISSIO	2,497,000	15.56	38,853,320.00
		CHINA INTL MARINE CONTAINERS-B	7,578,370	10.69	81,012,775.30
		WEICHAI POWER CO LTD-H	1,000,000	56.50	56,500,000.00
		GOME ELECTRICAL APPLIANCES	16,717,000	2.75	45,971,750.00
		CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE-B	5,675,000	6.23	35,355,250.00
		DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	11,150,000	10.22	113,953,000.00
		YANTAI CHANGYU PIONEER WINE COMPANY-B	73,810	67.60	4,989,556.00
		CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	3,373,000	10.70	36,091,100.00
		CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	9,496,000	21.80	207,012,800.00
		WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	7,453,000	4.97	37,041,410.00
		HENGAN INTERNATIONAL GROUP COMPANY LTD	1,290,500	52.10	67,235,050.00
		ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	9,488,000	10.26	97,346,880.00
		CHINA DONGXIANG GROUP CO	2,802,000	5.06	14,178,120.00
		ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	3,800,000	6.82	25,916,000.00
		BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP LTD	12,330,000 1,250,000	8.83 14.12	108,873,900.00 17,650,000.00
		CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	6,200,000	3.97	24,614,000.00
		CHINA MOBILE LIMITED	8,019,500	73.80	591,839,100.00
		AIR CHINA LIMITED-H	16,910,000	6.50	109,915,000.00
		CHINA EASTERN AIRLINES-H SHR	21,000,000	2.62	55,020,000.00
		CHINA SHIPPING CONTAINER-H	14,300,000	2.95	42,185,000.00
		CHINA SHIPPING DEV CO	16,018,000	12.24	196,060,320.00
		COSCO PACIFIC LIMITED	7,850,000	11.38	89,333,000.00
		ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	1,020,000	53.50	54,570,000.00
		BANK OF CHINA LTD - H	90,279,000	3.76	339,449,040.00
		CHINA CITIC BANK	2,557,000	5.22	13,347,540.00
		CHINA CONSTRUCTION BANK-H	114,137,000	5.98	682,539,260.00
		CHINA MERCHANTS BANK-H	3,388,000	18.04	61,119,520.00
		IND & COMM BK OF CHINA - H	53,056,000	5.70	302,419,200.00
		CHINA LIFE INSURANCE CO-H	15,630,000	34.70	542,361,000.00
		PICC PROPERTY & CASUALTY	5,138,000	7.06	36,274,280.00
		PING AN INSURANCE GROUP CO-H	2,561,000	60.90	155,964,900.00

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額
株式	香港ドル	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	5,207,680	13.96	72,699,212.80
		CHINA RESOURCES LAND LTD	2,584,000	14.10	36,434,400.00
		POLY HONG KONG INVESTMENT LTD	2,833,000	7.74	21,927,420.00
		SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	1,450,000	12.08	17,516,000.00
		BEIJING ENTERPRISES HLDGS	927,500	54.15	50,224,125.00
		CHINA RESOURCES ENTERPRISES	4,200,000	25.70	107,940,000.00
		SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD	1,692,000	36.30	61,419,600.00
		ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	5,774,000	6.34	36,607,160.00
		CHINA COAL ENERGY CO - H	3,138,000	11.90	37,342,200.00
		CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	4,518,000	33.00	149,094,000.00
		FUSHAN INTERNATIONAL ENERGY GROUP	15,800,000	6.71	106,018,000.00
		CHINA PACIFIC INSURANCE (GROUP) COMPANY	487,400	28.90	14,085,860.00
	SKYWORTH DIGITAL HLDGS LTD		7,349,406	7.50	55,120,545.00
		ZTE CORP-H	1,430,000	45.60	65,208,000.00
		CHINA VANKE CO LTD -B	359,800	7.89	2,838,822.00
	小計 銘柄数:		62		7,094,799,626.10
					(82,583,467,647)
		組入時価比率:	92.5%		96.8%
	合計				85,337,722,680
					(85,337,722,680)

#### 有価証券明細表注記

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券 該当事項はございません。

- 第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はございません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成 21 年 9 月 30 日

HSBC投信株式会社 取締役会 御中

#### あずさ監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「HSBC チャイナ オープン」の平成 21 年 1 月 31 日から平成 21 年 7 月 30 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「HSBC チャイナ オープン」の平成21年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成21年1月31日から平成21年7月30日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

HSBC投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の中間監査報告書

平成 22 年 10 月 4 日

HSBC投信株式会社 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「HSBC チャイナ オープン」の平成 22 年 2 月 2 日から平成 22 年 8 月 1 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関し て投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ること を求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手 続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意 見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠して、「HSBC チャイナ オープン」の平成22年8月1日現在 の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成22年2月2日から平成22 年8月1日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

HSBC投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# <中間財務諸表>

# (1) 中間貸借対照表

		(単位:円)
	第8期中間計算期間末 (平成21年7月30日現在)	第9期中間計算期間末 (平成22年8月1日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	42, 895, 224, 282	35, 288, 569, 252
未収追加信託金	_	*3 3,745,524
未収入金	322, 990, 892	36, 087, 881
流動資產合計	43, 218, 215, 174	35, 328, 402, 657
資產合計	43, 218, 215, 174	35, 328, 402, 657
負債の部		
流動負債		
未払解約金	322, 990, 892	57, 777, 477
未払受託者報酬	15, 542, 469	19, 538, 443
未払委託者報酬	264, 221, 861	332, 153, 469
その他未払費用	6, 827, 487	5, 020, 200
流動負債合計	609, 582, 709	414, 489, 599
負債合計	609, 582, 709	414, 489, 599
純資産の部		
元本等		
元本	16, 217, 055, 239	15, 155, 026, 791
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	26, 391, 577, 226	19, 758, 886, 27
(分配準備積立金)	1, 281, 426, 201	429, 093, 454
元本等合計	42, 608, 632, 465	34, 913, 913, 062
純資產合計	42, 608, 632, 465	34, 913, 913, 06
負債純資産合計	43, 218, 215, 174	35, 328, 402, 657

# (2)中間損益および剰余金計算書

(単位:円)

	第8期中間計算期間 自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日	第9期中間計算期間 自 平成22年2月2日 至 平成22年8月1日
営業収益		
有価証券売買等損益	15, 227, 705, 329	△13, 761, 578
営業収益合計	15, 227, 705, 329	△13,761,578
営業費用		
受託者報酬	15, 542, 469	19, 538, 443
委託者報酬	264, 221, 861	332, 153, 469
その他費用 _	6, 827, 487	5, 020, 206
営業費用合計	286, 591, 817	356, 712, 118
営業利益又は営業損失 (△)	14, 941, 113, 512	△370, 473, 696
経常利益又は経常損失 (△)	14, 941, 113, 512	△370, 473, 696
中間純利益又は中間純損失 (△)	14, 941, 113, 512	△370, 473, 696
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1, 260, 953, 333	390, 370, 367
期首剰余金又は期首欠損金(△)	6, 262, 806, 476	21, 226, 482, 333
剰余金増加額又は欠損金減少額	7, 904, 705, 321	2, 991, 222, 143
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	7, 904, 705, 321	2, 991, 222, 143
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 456, 094, 750	3, 697, 974, 142
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1, 456, 094, 750	3, 697, 974, 142
分配金	_	_
中間剰余金又は中間欠損金(△)	26, 391, 577, 226	19, 758, 886, 271

# (3)中間注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		T
期別	第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
項目	(自 平成 21 年 1 月 31 日 至 平成 21 年 7 月 30 日)	(自 平成 22 年 2 月 2 日 至 平成 22 年 8 月 1 日)
1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価に あたっては、親投資信託受益証 券の基準価額に基づいて評価し ております。	親投資信託受益証券 同左

#### (中間貸借対照表に関する注記)

第8期中間計算期間末				第9期中間	計算期間末	
(平成 21 年 7 月 30 日現在)				(平成 22 年 8	3月1日現在	E)
1. 受益権の総数 16,217,055,239 口			1.	受益権の総数	15,155	,026,791 口
2.	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額	2.6274 円 26,274 円)	2.	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資		2.3038 円 23,038 円)
			1	当ファンドの第9期 ため、翌営業日入金9 印信託金」に計上し	分の追加信託	托金を「未収追

#### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期中間計算期間	第 9 期中間計算期間
(自 平成 21 年 1 月 31 日	(自 平成 22 年 2 月 2 日
至 平成 21 年 7 月 30 日 )	至 平成 22 年 8 月 1 日 )
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は 一部を委託するために要する費用
44,407,024 円	55,824,104円

#### (有価証券に関する注記)

第8期中間計算期間(自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日) 該当事項はございません。

第9期中間計算期間(自 平成22年2月2日 至 平成22年8月1日) 該当事項はございません。

# (デリバティブ取引に関する注記)

第8期中間計算期間(自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日) 該当事項はございません。

第9期中間計算期間(自 平成22年2月2日 至 平成22年8月1日) 該当事項はございません。

#### (重要な後発事象に関する注記)

第8期中間計算期間(自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日) 該当事項はございません。

第9期中間計算期間(自 平成22年2月2日 至 平成22年8月1日) 該当事項はございません。

# (その他の注記)

#### 元本額の変動

第 8 期中間計算期間末		第 9 期中間計算期間末	
(平成 21 年 7 月 30 日現在)		(平成 22 年 8 月 1 日現在)	
期首元本額:	11,135,377,069 円	期首元本額:	15,777,205,986 円
期中追加設定元本額:	7,201,515,198 円	期中追加設定元本額:	2,115,798,456 円
期中一部解約元本額:	2,119,837,028 円	期中一部解約元本額:	2,737,977,651 円

#### 参考情報

「HSBC チャイナ オープン」は、「HSBC チャイナ マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、当ファンドの各中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「HSBC チャイナ マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査対象外であります。

# (1) 貸借対照表

対象年月日	(平成 21 年 7 月 30 日現在)	(平成 22 年 8 月 1 日現在)
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	4,373,611,577	108,723,423
金銭信託	317,275	811,069
コール・ローン	1,404,614,629	547,464,606
株式	96,856,638,958	77,849,991,190
新株予約権証券	-	4,279,860
未収入金	576,774,489	897,116,491
未収配当金	27,436,314	23,963,334
未収利息	1,924	749
流動資産合計	103,239,395,166	79,432,350,722
資産合計	103,239,395,166	79,432,350,722
負債の部		
流動負債		
未払金	1,768,873,360	73,880,154
未払解約金	635,159,293	124,504,152
流動負債合計	2,404,032,653	198,384,306
負債合計	2,404,032,653	198,384,306
純資産の部		
元本等		
元本	28,729,347,923	24,511,054,431
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	72,106,014,590	54,722,911,985
元本等合計	100,835,362,513	79,233,966,416
純資産合計	100,835,362,513	79,233,966,416
負債純資産合計	103,239,395,166	79,432,350,722

(2) 注記表 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

( :	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)				
	対象年月日	(自 平成 21 年 1 月 31 日	(自 平成22年2月2日		
項		至 平成 21 年 7 月 30 日 )	至 平成 22 年 8 月 1 日)		
1.	有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り 原則として時価で評価しております。	株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下の通り 原則として時価で評価しております。		
		(1) 外国金融商品市場(以下「海外取引所」という)に上場されている 株式	外国金融商品市場(以下「海外取引所」という)に上場されている株式		
		原則として海外取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価	原則として海外取引所における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。		
		しております。 (2) 海外取引所に上場されていない 株式 金融機関の提示する価額(ただ	開示対象ファンドの中間計算期間 末日に当該取引所の最終相場がない 場合には、当該取引所における直近 の日の最終相場で評価しております		
		し、売気配相場は使用しない)又は 価格情報会社の提供する価額のいず れかから入手した価額で評価してお ります。	が、直近の日の最終相場によること が適当でないと委託会社が判断した 場合には、委託会社は忠実義務に基 づき合理的事由をもって認める評価		
		・適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、取得価額または委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時間と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時間と認めた価額で評価しております。	額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。		
2.	デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価に あたっては、開示対象ファンが国に あたっては、開示対象ファンが国に おける対顧客先物売買相場の仲値を 適用して計算しており譲客先物売買 し、為替予約のうち対顧客先物売買 相場が発表されていない通貨に て計算しております。	外国為替予約取引 同左		
3.	収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に おいて、その金額が確定している場 合には当該金額を計上し、未だ確定 していない場合には入金日基準で計 上しております。	受取配当金同左		
4.	その他財務諸表作成 のための基本となる 事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規 則」(平成12年総理府令第133号) 第60条並びに 第61条に基づいて処 理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左		

#### (貸借対照表に関する注記)

(平成 21 年 7 月 30 日現在)		(平成 22 年 8 月 1 日現在)	
1. 受益権の総数	28,729,347,923 口	1. 受益権の総数	24,511,054,431 🏻
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	3.5098 円 35,098 円)	2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	3.2326 円 32,326 円)

#### (有価証券に関する注記)

(自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日) 該当事項はございません。

(自 平成22年2月2日 至 平成22年8月1日) 該当事項はございません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日) 該当事項はございません。

(自 平成22年2月2日 至 平成22年8月1日) 該当事項はございません。

## (重要な後発事象に関する注記)

(自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日) 該当事項はございません。

(自 平成22年2月2日 至 平成22年8月1日) 該当事項はございません。

## (その他の注記)

本書における開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

(平成 21 年 7 月 30 日現在)		(平成 22 年 8 月 1 日現在)	
期首元本額:	22,494,012,334円	期首元本額:	27,394,551,291 円
期中追加設定元本額:	10,153,137,684 円	期中追加設定元本額:	2,711,335,804 円
期中一部解約元本額:	3,917,802,095円	期中一部解約元本額:	5,594,832,664 円
期末元本額:	28,729,347,923 円	期末元本額:	24,511,054,431 円
元本の内訳:*		元本の内訳:*	
HSBCチャイナオープン	12,221,558,004円	HSBCチャイナオープン	10,916,466,390円
HSBCチャイナファンドVA (適格機関投資家専用)	2,705,334,816円	HSBCチャイナファンドVA (適格機関投資家専用)	2,383,744,662 円
HSBCチャイナファンドVA 号(適格機関投資家専用)	228,167,070 円	HSBCチャイナファンドVA 号(適格機関投資家専用)	242,665,776 円
HSBC中国株式ファンド (3ヶ月決算型)	13,574,288,033 円	HSBC中国株式ファンド (3ヶ月決算型)	10,968,177,603 円

<sup>\*</sup>当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

## 2【ファンドの現況】

以下は平成22年8月末日現在のファンドの現況であります。

## 【純資産額計算書】

資産総額	33,059,011,092円
負債総額	172,962,670円
純資産総額( - )	32,886,048,422円
発行済口数	14,986,022,648 口
1口当たり純資産額( / )	2.1944円

## ご参考 HSBC チャイナ マザーファンド

資産総額	73,582,661,502円
負債総額	1,185,401,407円
純資産総額( - )	72,397,260,095円
発行済口数	23,472,950,247 🗆
1口当たり純資産額( / )	3.0843円

# 第5【設定及び解約の実績】

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	6,615,543,740	2,478,334,031
第2期	12,920,583,109	6,224,018,243
第3期	26,326,821,972	9,165,877,348
第4期	6,468,180,557	15,428,210,381
第5期	12,233,278,254	7,760,408,823
第6期	23,972,722,977	33,135,959,747
第7期	2,514,619,233	5,723,564,200
第8期	11,433,311,424	6,791,482,507
第9期(中間期)	2,115,798,456	2,737,977,651

(注1)本邦外において設定及び解約の実績はありません。

(注2)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。